

耳が聞こえない人のためのシンボルマーク



耳が聞こえないため、病院、銀行、郵便局、市役所等の窓口で順番を待つ時、呼び出しが聞こえないという不便をなくすために使用するものです。
長崎市障害福祉課でシールを配布しています。



聞こえが不自由なことを表す『耳マーク』です。

(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
事務局に専用の注文書にてFAX注文

TEL03-3225-5600
FAX03-3354-0046

福祉のしおり

— 障害者のためのガイドブック —

車椅子マーク(国際シンボルマーク)



肢体の不自由な人が利用しやすい建物、施設であることを示すマークです。
なお福祉タクシーである旨の表示にも利用しております。

クルマに表示する身体障害者マーク



肢体が不自由なため、自動車免許に条件を付されている人が運転していることを周りに示し、安全運転を促すものです。
(各警察署内の交通安全協会にて発売)

ハート・プラスマーク

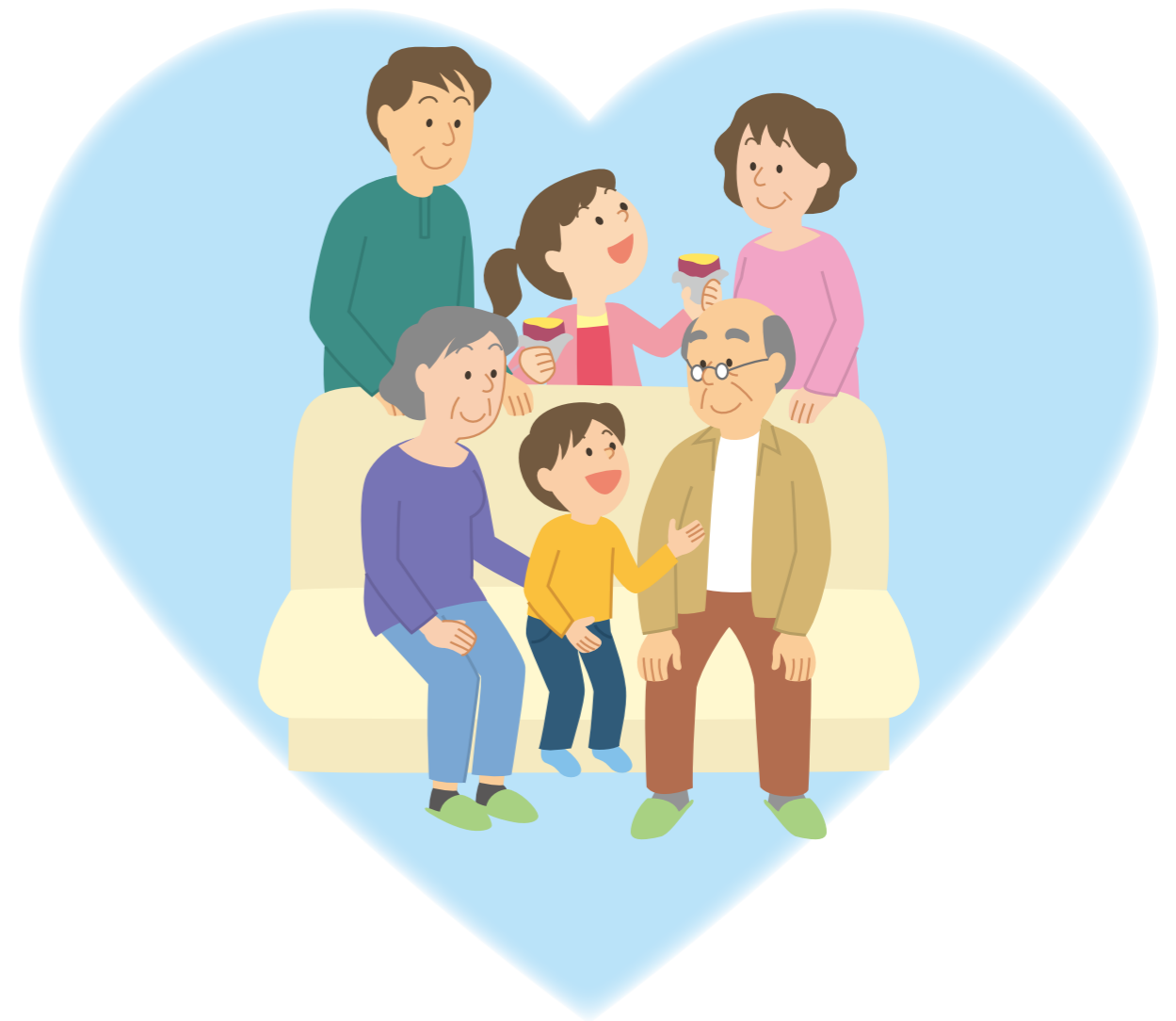


外見からは分かりにくい、身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある人を表しています。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。
長崎市各地域センターで配布しています。



福祉のしおり — 障害者のためのガイドブック —

発行: 長崎市福祉部障害福祉課 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 市役所 2階
電話: 095 (822) 8888 内線: 3161~3162, 3171~3173, 3181~3183, 3191, 3211~3213
直通: 095 (829) 1141 FAX: 095 (823) 7571
発行日: 令和5年3月

長崎市障害福祉課



このマークは、国際障害者年（1981年）のシンボルマークとして国連で決定されたものです。

マークの周囲の葉は、国連の紋章の一部を示し、中心に二人の人間が連帯して手を取り合い、平等の立場から互いに支えあっている姿を表現しています。

それは、平等・希望・支援を意味します。

「障害者週間」

障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るため、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」としています。

本書のご利用にあたって

発行後に、制度が改正されたり、手当等給付の内容が変更されていることもあります。

くわしくは、障害福祉課へお問い合わせください。

電話:095(822)8888 内線:3161~3162、3171~3173、3181~3183、3191、3211~3213

直通:095(829)1141 FAX:095(823)7571

目次

| | | |
|------------------------------|----|----|
| 1. 障害程度別該当事業一覧表 | 2 | 1 |
| 2. 身体障害者手帳の交付等について | 10 | 2 |
| 3. 療育手帳の交付等について | 11 | 3 |
| 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付等について | 12 | 4 |
| 5. 相談制度について | 14 | 5 |
| 6. 長崎市における障害児者の福祉制度 | 16 | 6 |
| 6-1 手当 | 16 | 7 |
| 6-2 年金等 | 16 | 8 |
| 6-3 医療費の助成 | 18 | 9 |
| 6-4 補装具の支給等 | 20 | 10 |
| 6-5 日常生活用具の給付等 | 20 | 11 |
| 6-6 資金の助成・貸付 | 24 | 12 |
| 6-7 交通費助成 | 24 | 13 |
| 6-8 運賃割引 | 26 | 14 |
| 6-9 自動車の援助 | 30 | |
| 6-10 自動車税等の免除 | 32 | |
| 6-11 税の控除等 | 34 | |
| 6-12 利用料金等の割引・免除 | 34 | |
| 6-13 障害福祉サービス(介護給付) | 36 | |
| 6-14 障害福祉サービス(相談支援) | 38 | |
| 6-15 障害福祉サービス(訓練等給付) | 40 | |
| 6-16 障害児通所支援 | 42 | |
| 6-17 その他の在宅支援 | 42 | |
| 6-18 長崎市障害福祉センター | 46 | |
| 6-19 障害児入所施設等 | 48 | |
| 6-20 選挙制度 | 48 | |
| 6-21 その他の制度 | 48 | |
| 6-22 相談制度等 | 52 | |
| 7. 主な関係機関 | 58 | |
| 8. 一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会 | 60 | |
| 9. 障害者のための相談員 | 61 | |
| 10. 施設等の種類 | 62 | |
| 11. 発達障害について | 63 | |
| 12. 身体障害者程度等級表 | 66 | |
| 13. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準 | 70 | |
| 14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等(対象疾患) | 73 | |

1. 障害程度別該当事業一覧表

| 障害の種別 級別 (程度) 制度 | 身体障害 | | | | | | | | | | | | 肢 | 担当課 | 掲載ページ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|---------|----------|-------------------|--------------------------|--------------------------|---------|----------|-------|-------|------|------|----|------|-------|---------------|------|---------|-----------|---|-------|-----------|-------------|----------|---------|-----------|--------|-----------|-------------|-----------|---------|-------------|-----------|-------|-----|-------|------|----------|------|-------|------|-------|-------|
| | 視覚 | | | | | | 聴覚・平衡感覚 | | | | | | | | | 音声・言語 そしゃく | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 3 | | | | 4 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手当 | 特別障害者手当 | 障害児福祉手当 | 特別児童扶養手当 | 児童扶養手当 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 | | | | | | | | | | | | | 障害福祉課 | 16・17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金等 | 心身障害者扶養共済制度 | 障害基礎年金 | 障害厚生年金 | 障害共済年金 | 特別障害給付金 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 | | | | | | | | | | | | | | 障害福祉課 住民情報課 年金事務所 各共済組合 住民情報課 | 18・19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療費の助成 | 福祉医療 | 更生医療 | 精神通院医療 | 補装具の支給と日常生活用具の給付等 | 住宅改修費の助成 | 生活福祉資金貸付 | 福祉タクシー | バス・電車・船舶 | タクシー券 | ガソリン券 | 旅客鉄道 | 有料道路 | バス | 路面電車 | 船舶 | 航空 | タクシー | ジパングクラブ | 自動車改造費の助成 | 自動車運転免許取得費助成 | | 駐車禁止の除外措置 | おもいやり駐車場利用証 | 軽自動車税種別割 | 自動車税種別割 | 自動車税環境性能割 | 入湯税の免除 | 所得税の障害者控除 | 市・県民税の障害者控除 | 相続税の障害者控除 | 贈与税の非課税 | 定期預金等の利子非課税 | 不動産取得税の減免 | 障害福祉課 | 警察署 | 障害福祉課 | 市民税課 | 長崎振興局税務部 | 市民税課 | 長崎税務署 | 市民税課 | 長崎税務署 | 各金融機関 |

✿のある制度については難病の方も対象となります。(対象となる疾患は73~74ページに掲載しています。)
 ※各種申請等の手続きにおいて個人番号(マイナンバー)の記入が必要となる制度が一部あります。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 者 | 知的障害者 (療育手帳) | | 精神障害者 (精神手帳) | | | 年齢制限 | 所得制限 | 自己負担 | 担当課 | 掲載ページ | | | |
|-----------------------|-----------------|----|-----------------|----|---|------|------|------|-----|-------|---|---|-------|
| 体不自由 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1 | | | | | | 2 | 3 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 障害福祉課 | 16・17 |
| を持っていない方も対象となる場合があります | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 障害福祉課 住民情報課 年金事務所 各共済組合 住民情報課 | 18・19 |
| を持っていない方も対象となる場合があります | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 障害福祉課 | 20~23 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 障害福祉課 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎市社会福祉協議会 | 26・27 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 障害福祉課 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 旅客鉄道会社 バス会社 電鉄会社 船舶会社 航空会社 | 30・31 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎県身体障害者福祉協会連合会 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 警察署 | 34・35 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 市民税課 | 各金融機関 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 有 | 有 | 有 | 長崎税務署 | |

1. 障害程度別該当事業一覧表

1

障害程度別該当事業一覧表

| 障害の種別 | | 身体障害 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------------------------|------|---|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| | | 視覚 | | | | | | 聴覚・平衡感覚 | | | | | 音声・言語 | | 肢 | | | |
| 級別 | (程度) | 1 | | | | | | 2 | | | | | 3 | | 4 | | | |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 3 | 4 | 1 | 2 | | |
| その他の在宅支援 | 支一日 援時中 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日帰り短期入所型 タイムケア型 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | ふれあい訪問収集事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 配食サービス | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 手話通話者の派遣 | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | 手話通話者の設置 | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | 要約筆記者の派遣 | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| | 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | |
| | 移送支援サービス | ▲ | ▲ | ▲ | | | | ▲ | ▲ | | | | | | | ▲ | ▲ | |
| | 補助犬貸与事業 | ▲ | | | | | | ▲ | | | | | | | | ▲ | ▲ | |
| | 視覚障害者日常生活訓練事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | |
| | 日常生活自立支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ボランティアの利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公文書点字化サービス事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | |
| 障害児入所施設 | 障害児入所支援事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 選挙制度 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | |
| その他の制度 | 緊急通報システム | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 障害児通学支援(市要綱) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 後期高齢者医療保険への加入 (高齢者の医療の確保に関する法律) | ● | ● | ● | | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● | | |

| 手帳の種別 | | 身体障害者手帳 | | | | | | | 療 |
|---------------|--------------|------------------|----|----|----|----|----|----|---|
| 級別 | 制度 | 1 | | | | | | | A |
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | |
| (もりまちハートセンター) | 身体障害者福祉センター | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 地域活動支援センターⅡ型 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 自立訓練(機能訓練)事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 相談支援事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 障害児等療育支援事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 診療所 | 手帳を持っていない方も対象となる | | | | | | | |
| | 児童発達支援センター | 手帳を持っていない方も対象となる | | | | | | | |

✿のある制度については難病の方も対象となります。(対象となる疾患は73~74ページに掲載しています。)
 ※平成28年1月から開始されたマイナンバー制度に伴い、各種申請等の手続きにおいて個人番号の記入が必要となる制度が一部あります。

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

1

障害程度別該当事業一覧表

| 者 | | | | 知的障害者 (療育手帳) | | | | 精神障害者 (精神手帳) | | | 年齢制限 | 所得制限 | 自己負担 | 担当課 | 掲載ページ | | | |
|---------|---|---|---|-------------------|---|---|---|-----------------|----|----|------|------|------|-----|----------|-------|----------|-------|
| 体不自由 | | | | 心臓・じん臓 呼吸器機能・他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1 | 2 | 3 | | | | |
| ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | 障害福祉課 | 42・43 | | |
| ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | 有 | 有 | 有 | | | 長崎県ろうあ協会 | 44・45 |
| ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | 有 | 有 | 有 | | | | |
| ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 長崎県ろうあ協会 | 48・49 | | |
| ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | 障害福祉課 | 50・51 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご利用できます | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 育手帳 | | | 障害者手帳 | | | 年齢制限 | 所得制限 | 自己負担 | 担当窓口 | 掲載ページ |
|---------|----|----|-------|----|----|------|------|------|----------|-------|
| A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | | | |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | 障害福祉センター | 46・47 |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | 有 | | |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | 有 | 障害福祉センター | 障害福祉課 |
| 場合があります | | | | | | | | 有 | | |
| 場合があります | | | | | | | | 有 | | |

1. 障害程度別該当事業一覧表

Table with columns for '障害の種別', '級別', '身体障害' (視覚, 聴覚・平衡感覚, 音声・言語, 肢), and rows for various services like '公営住宅への入居', 'シンボルマークの実施', etc.

※各種申請等の手続きにおいて個人番号(マイナンバー)の記入が必要となる制度が一部あります。

(注)●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

Table with columns for '者' (体不自由, 知的障害者, 精神障害者), '年齢制限', '所得制限', '自己負担', '担当課', and '掲載ページ'. Includes rows for '長崎県障害福祉課', '長崎市立図書館', etc.

1 障害程度別該当事業一覧表

1 障害程度別該当事業一覧表

2. 身体障害者手帳の交付等について

身体障害者手帳は、目・耳・口・手足、体幹又は内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能)などに一定程度以上の永続する障害のある方に対して、身体障害者福祉法の規定に基づき、その障害の程度に応じて1～6級までの区分により交付されるものです。(等級表についてはP66～69をごらんください。)

●届出は代理人でも可能です。手続きはすべて各地域センターで受け付けます。

| | 申請内容 | 身体障害者手帳 | 診断書 | 写真 | 備考 |
|-----------------|--|------------------------|---|--|--|
| 手帳を持っていない方 | 身体障害者手帳を申請したい | | 指定医師(各地域センター備付)が作成した診断書が必要です。 | 必要です。(備考をご覧ください。) | ○ 指定医師については障害福祉課におたずねください。 |
| | | | | | ○ たて4cmよこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。(原則として、申請時から1年以内に撮った未使用のもの) |
| 身体障害者手帳をすでに持ちの方 | 新たに別の障害が加わったり、現在の障害の程度が重くなった | | 指定医師(各地域センター備付)が作成した診断書が必要です。 | 必要です。(備考をご覧ください。) | ○ 指定医師については障害福祉課におたずねください。 |
| | 再審査の時期が到来した | 必ずお持ちください。 | | | ○ たて4cmよこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。 |
| | 手帳を汚損または紛失した(再交付) | 汚損による再交付の場合は必ずお持ちください。 | | | ○ たて4cmよこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。 |
| | 市外から長崎市に住所が変わった | | | | ○ 手帳の内容や等級によって保険証などが必要になることがありますので障害福祉課におたずねください。 |
| | 市内で住所が変わったり、氏名が変わった | 必ずお持ちください。 | | | ○ 住民票は不要ですが、転入届を済ませてから手続きしてください。 |
| | 障害が回復したり手帳が不要になった | | | | ○ 住民票は不要です。 |
| | 死亡した | | | | ○ 住民票や死亡診断書は不要です。 |
| 長崎市外に転出した | 詳しくは転出先の市町にておたずねください。ただし、施設入所による転出の場合は、届出が不要場合があります。 | | ○ 手当や福祉医療費を受給されていた方は別の手続きが必要ですので障害福祉課におたずねください。 | | |
| | | | | ○ 福祉医療費受給者証や交通費助成等で交付を受けた利用券については各地域センターに返還してください。 | |

- 等級表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときはすみやかに手帳を返還しなければなりません(違反した場合は10万円以下の罰金に処せられます。)
- 偽りその他不正な手段により、手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、6カ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。
- 手帳の不正使用をした場合は、懲役又は罰金に処せられますのでご注意ください。
- 手帳の交付を受けた後で、手帳を他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

3. 療育手帳の交付等について

療育手帳は、知的障害児者に対して一貫した指導、相談を行ったり、各種の福祉サービスを利用しやすくするために、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター内の児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定に基づき県知事が交付します。障害の程度によりA1、A2、B1、B2の4段階に分けられています。

(1) 申請

申請に必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 本人の写真(たて4cm、よこ3cm)1枚
- ③ 療育手帳(他県の手帳を持っている方)

(2) 再判定

交付後に障害程度が変化したときや判定の記録欄に記載された「次の判定年月日」までに、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定が必要です。

再判定に必要なもの

- ① 再判定申請書
- ② 療育手帳

(3) 変更

本人の住所や氏名を変更したとき、又は保護者の変更や保護者が住所・氏名を変更したときは、変更の届出をしてください。

変更に必要なもの

- ① 記載事項変更届

(4) 再交付

手帳を汚損したり紛失したときは、再交付を受けてください。

再交付に必要なもの

- ① 再交付申請書
- ② 本人の写真(たて4cm、よこ3cm)1枚

(5) 返還

亡くなられたり障害等級に該当しなくなったときは、すみやかに手帳を返還してください。

(6) 療育手帳は、長崎県内のみ有効で、他県では使用できませんので、他県への転出の場合は、その居住地で新たに手帳申請が必要になります。

(7) 知的障害者の障害程度の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所が行います。なお、知能指数(IQ)により判定されますが、知能指数による区分が困難又は不相当と判断される場合は、「発達障害程度の指数」を参考にして判定されます。

最重度・・・A1＝おおむねIQが20以下
 重度・・・A2＝おおむねIQが21以上35以下
 中度・・・B1＝おおむねIQが36以上50以下
 軽度・・・B2＝おおむねIQが51以上70以下

★手続きはすべて各地域センターで受け付けます。

4. 精神障害者保健福祉手帳の交付等について

精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活に障害がある方に対し、各種の支援策を受けやすくなることを目的に県知事が交付します。障害の程度により1～3級に分けられています。

(1)申請

申請に必要なもの

- ①障害者手帳申請書
- ②下記のアかイのいずれか
 - ア 精神障害に起因する障害年金を受給している場合は、その障害年金証書あるいは年金振込通知書(ハガキ)。年金調査のための同意書。
 - イ ア以外の場合は、診断書(精神障害者保健福祉手帳用) 診断書作成時点において医療機関の初診日から6ヶ月以上経過していること
- ③顔写真(たて4cmよこ3cm、申請時から1年以内に撮った未使用のもの)

(2)更新

手帳の有効期限は2年間です。更新する場合には再認定を受けてください。有効期限の3カ月前から手続きができます。

更新に必要なもの

- ①障害者手帳申請書
- ②下記のアかイのいずれか
 - ア 精神障害に起因する障害年金を受給している場合は、その障害年金証書あるいは年金振込通知書(ハガキ)。年金調査のための同意書。
 - イ ア以外の場合は、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
- ③精神障害者保健福祉手帳
- ④顔写真(写真付の精神障害者保健福祉手帳を持っており、等級が変わらない場合は不要。)

(3)変更

住所や氏名、障害の状態が変化したときは、変更の手続きをしてください。

変更に必要なもの

- ①障害者手帳記載事項変更届
- ②精神障害者保健福祉手帳
- ③障害の状態が変化した場合は、障害者手帳申請書、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)あるいは障害年金証書(精神障害に起因するものに限る)か年金振込通知書(ハガキ)、同意書、顔写真

(4)再交付

手帳を汚損したり紛失したときは、再交付を受けてください。

再交付に必要なもの

- ①再交付申請書
- ②顔写真(たて4cmよこ3cm、申請時から1年以内に撮った未使用のもの)
- ③汚損の場合は手帳

(5)返還

亡くなられたり、県外に転出される場合には手帳を返還してください。

★手続きはすべて各地域センターで受け付けます。

手続きに必要な申請書等の書類は、各地域センターや医療機関にあります。

○長崎市の身体障害者数調(令和4年3月31日現在) (単位:人)

| 区分 | 視覚 | 聴覚・平衡 | 音声・言語 そしゃく | 肢体 | 内部 | 合計 |
|----|-------|-------|---------------|-------|-------|--------|
| 1級 | 646 | 133 | 11 | 1,600 | 3,963 | 6,353 |
| 2級 | 518 | 423 | 17 | 1,998 | 123 | 3,079 |
| 3級 | 93 | 360 | 128 | 1,973 | 1,671 | 4,225 |
| 4級 | 89 | 868 | 110 | 2,328 | 2,115 | 5,510 |
| 5級 | 172 | 21 | — | 1,080 | — | 1,273 |
| 6級 | 98 | 1,119 | — | 810 | — | 2,027 |
| 合計 | 1,616 | 2,924 | 266 | 9,789 | 7,872 | 22,467 |

○長崎市の知的障害者数調(令和4年3月31日現在) (単位:人)

| 区分 | 療育手帳所持者 | | | | 計 |
|-------|---------|-----|-------|-------|-------|
| | A1 | A2 | B1 | B2 | |
| 18歳以上 | 1,028 | 717 | 1,076 | 957 | 3,778 |
| 18歳未満 | 140 | 131 | 169 | 283 | 723 |
| 合計 | 1,168 | 848 | 1,245 | 1,240 | 4,501 |

○長崎市の精神障害者保健福祉手帳交付者数調(令和4年3月31日現在) (単位:人)

| 障害等級 | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 1級 | 2級 | 3級 | 総数 |
| 353 | 2,893 | 1,976 | 5,222 |

○障害福祉サービス支給決定者の障害支援区分ごと人数調(令和4年3月31日現在) (単位:人)

| 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 78 | 636 | 634 | 486 | 476 | 576 | 2,886 |



5. 相談制度について

相談支援事業について

○相談支援事業とは

地域の障害のある方やその家族の方などからの、福祉に関する相談を専門の相談員がお受けすることで、地域で安心して生活を送ることができるように支援する事業です。

○相談内容について

- ・日常生活を送るうえでの相談
- ・地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供や助言
- ・障害福祉サービスなどの利用申請等のお手伝いなど、自立した生活のためのサポートを行います。

○事業所について

長崎市が相談支援業務を委託している事業所が5か所あります。
対象者：身体・知的・精神障害のある障害児者やその家族など

- (1)長崎市障害福祉センター(もりまちハートセンター)
長崎市茂里町2番41号 ☎842-2525
- (2)長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし
長崎市大橋町18番7号 ☎845-2337
- (3)長崎市障害者相談支援事業所 つどい
長崎市末石町162番地 ☎898-5656
- (4)長崎市障害者相談支援事業 いんくる
長崎市三京町702番1 ☎865-6112
- (5)長崎市障害者相談支援事業所 さち風
長崎市田中町279番地44 ☎801-1122

※46ページ及び52ページにも記載があります。



障害者相談員について

○障害者相談員とは

長崎市では、障害のあるご本人やご家族を障害者相談員として委嘱し、身体・知的・精神障害のある方やそのご家族からのさまざまな相談をお受けして、問題解決のための助言や情報提供をしています。障害者相談員は、みなさんのお住まいの地域で、みなさんと同じ立場に立って、自らの経験などを生かして相談に応じますので、気軽にご利用ください。

○守秘義務

障害者相談員が相談を受ける時は、個人の人格を尊重し、業務上知り得た個人の秘密を守らなければならないと厳しく義務付けられていますので、安心してご相談ください。

○障害者相談員の証明書の呈示

障害者相談員は、長崎市発行の証明書を持っています。相談に際しては、事前に証明書の呈示をするようになっています。

また、呈示が必要な時はいつでもお申し付けください。

※相談員名簿は61ページに記載しています。



障害者虐待防止センター

○長崎市では、障害者の権利利益の擁護を図るため、障害者虐待に関する通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する相談や通報を受け付けています。適切な周知・啓発・指導を行うことで、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。

長崎市障害者虐待防止センター(長崎市障害福祉課内)

TEL:095-829-1800/FAX:095-823-7571 ※24時間対応

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | | | |
|--------|-------------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--------|--|--|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | | |
| 手当・年金等 | 特別障害者手当 (特児法) | ▲ | ▲ | | | | | ▲ | ▲ | | | | | ▲ | ▲ | | | 在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする方に支給します。 ○ 重度の障害が重複する方 ○ 身体機能の障害が重複し、日常生活における介護が前号と同程度以上の方 ○ 長期にわたる絶対安静を必要とする病状があり、日常生活の用ができない方(肢体・内部障害で最重度の方) ○ 上記の同程度の精神障害の方 1. 支給額・月額27,980円(R5.4.1~) 2. 支給方法・毎年5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に分けて、本人の預金口座に振り込みます。 |
| | 障害児福祉手当 (特児法) | ▲ | ▲ | | | | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | 在宅の20歳未満で重度障害児の日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。 1. 支給額……月額15,220円(R5.4.1~) 2. 支給方法……毎年5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に分けて、本人の預金口座に振り込みます。 |
| | 特別児童扶養手当 (特児法) | ● | ● | ▲ | | | | ● | ● | ▲ | ▲ | | | ● | ● | | | 精神又は身体に重度の障害を有する20歳未満の在宅児童を監護している保護者、又は父母に代わって養育している方に支給します。 1. 支給額……重度障害(月額)53,700円(1級) 中度障害(月額)35,760円(2級) 2. 支給方法……毎年4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)に分けて支給します。 ※支給対象は、申請月の翌月分からとなります。 |
| | 児童扶養手当 (児扶法) | | | | | | | | | | | | | | | | | 18歳到達年度の末日までの児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等、又は両親の一方が児童扶養手当法施行令に定める障害(国民年金又は厚生年金保険法1級相当)の状態にある方の配偶者に支給します。 1. 支給額……対象児童1人の場合(月額)44,140円~10,410円 2人の場合 上記金額に10,420円~5,210円加算 3人以上の場合 1人につき上記金額に6,250円~3,130円加算 2. 支給方法……毎年5月(3・4月分)、7月(5・6月分)、9月(7・8月分)、11月(9・10月分)、1月(11・12月分)、3月(1・2月分)に分けて支給します。 ※支給対象は、申請月の翌月分からとなります。 |
| 年金等 | 心身障害者扶養共済制度 (県条例) | ● | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | 心身障害者の保護者が一定の掛金を払い、保護者に万一のことがあったとき、残された障害者の生活の安定を考え、終身一定の年金を支給する制度です。 ○ 掛金……1口あたり月額9,300円~23,300円心身障害者1人につき2口まで加入可能 保護者の加入年齢で掛金の額が違います。65歳に達し、かつ20年(一部25年以上)以上継続して加入した場合は、その後の掛金は免除されます。 ○ 掛金の援助 被保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯等には、掛金援助制度があります。 年金給付月額20,000円(1口の場合) 保護者(加入者)が死亡又は特別障害の状態になったとき支給されます。 ○ 弔慰金 年金の支給前に障害者が死亡したとき、保護者に支給されます。 加入期間により5万円~25万円 ○ 脱退一時金 5年以上加入していた方が脱退される場合支給されます。加入期間により7万5千円~25万円 |
| | 障害基礎年金 (国民年金法) | | | | | | | | | | | | | | | | | 20歳以上の方で、国民年金に加入中等に病気がケガで国民年金法の障害等級に該当する程度の障害状態にある場合に支給されます。 |

障害児者の福祉制度

6

手当・年金等

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|---|-------------------|
| 給付が制限される方 ○ 施設に入所している方 ○ 病院・診療所に継続して3ヵ月以上入院している方 ○ 本人又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 介護手当受給者 (原爆被爆者介護手当受給者は差額支給) | ○ 特別障害者手当認定請求書 ○ 診断書、所得状況届 ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 預金通帳 | 障害福祉課 |
| 給付が制限される方 ○ 本人又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 障害を支給事由とする年金を受給している方 ○ 本人が施設等に入所している方 | ○ 障害児福祉手当認定請求書 ○ 診断書、所得状況届 ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 預金通帳 | 障害福祉課 |
| 給付が制限される方 ○ 受給者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 児童が障害を支給事由とする年金を受給している方 ○ 児童が施設等に入所している方 | 詳しくは、こども政策課におたずねください。 | こども政策課 (829-1270) |
| 給付が制限される方 ○ 受給者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○ 児童が施設等に入所している方 ○ 公的年金又は遺族補償等を受給中の方は受給額に応じて差額支給又は支給停止 | 詳しくは、こども政策課におたずねください。 | こども政策課 (829-1270) |
| ○ 加入する保護者が65歳未満でかつ、特別の疾病又は障害がなく生命保険に加入できる健康状態の方 | 加入手続に必要なもの ○ 心身障害者扶養共済保険加入申込書、告知書 ○ 障害証明書 ○ 年金管理者指定届 ○ 住民票(加入者と心身障害者分) ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 印鑑 | 障害福祉課 |
| ○ 障害の原因となった病気がケガで最初に病院を受診した日(初診日)が、次の時期にある方 1 国民年金の加入期間 2 国民年金の被保険者であった方で60歳以上65歳未満の期間(国内在住に限る) 3 20歳未満 ※1・2の期間に初診がある方は、国民年金保険料の納付要件があります。 ※3の期間に初診がある方は、本人の所得制限があります。 ※原則65歳未満の方が申請対象となります。 (老齢基礎年金の繰上げ請求者を除く) | 詳しくは、住民情報課におたずねください。 | 住民情報課 (829-1137) |

障害児者の福祉制度

6

手当・年金等

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | |
|--------|---|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 年金等 | 障害厚生年金 (厚生年金保険法) | | | | | | | | | | | | | | | 厚生年金に加入中に、病気やケガで厚生年金保険法の障害等級に該当する程度の障害にある場合に支給されます。 |
| | 障害共済年金 (国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済組合法) | | | | | | | | | | | | | | | 共済年金に加入中に、病気やケガで各共済組合法の障害等級に該当する程度の障害状態にある場合に支給されます。 ※平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。 |
| | 特別障害給付金 (特別障害給付金の支給に関する法律) | | | | | | | | | | | | | | | 20歳以上の方で、病気やケガで国民年金法の障害等級に該当する程度の障害状態にあるが、国民年金に任意加入していなかったため障害基礎年金等が受給できない場合に支給されます。 |
| 医療費の助成 | 福祉医療 (市条例) | ● | ● | ● | | | | ● | ● | ● | | | | ● | 重・中度の心身障害者が健康保険により診療を受けたとき、病院等へ支払った負担金の一部を次のとおり支給します。 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2並びに精神障害者保健福祉手帳1級の方は、病院ごとに、一部負担金の額から1日につき800円(1ヶ月につき、1,600円を限度)を差し引いた額を支給(薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額) ※長崎市内で現物給付に対応できる病院・薬局があります。 ※精神障害者保健福祉手帳1級の方は、通院医療のみが対象です。 (2) 身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の方は、(1)の2分の1を支給 ※償還払い | |
| | 更生医療 (総合支援法) | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | 身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障害の進行を防ぐことが可能な場合に、その医療費を助成します。 ○ 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 | |
| | 精神通院医療 (総合支援法) | | | | | | | | | | | | | ● | ● | 精神疾患の通院治療に必要な医療費の90%を保険と公費で負担し、自己負担が10%になります。 (手帳を持っていない方でも対象となる場合があります。) |

障害児者の福祉制度

6

年金等・医療費の助成

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|---|---|
| ○ 初診日において、厚生年金保険の被保険者であること。 ○ 保険料の納付要件があります。 | 詳しくは、年金事務所におたずねください。 | 年金事務所 長崎南 (825-8707) 長崎北 (861-1354) |
| ○ 初診日において、共済組合の組合員であること。 ○ 初診日が平成27年9月30日以前であること。 | 詳しくは、各共済組合におたずねください。 | 各共済組合 |
| ○ 支給対象となる方 1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生で当時、任意加入していなかった方。 2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済年金などの加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日がある方。 ○ 本人の所得制限があります。 | 詳しくは、住民情報課におたずねください。 | 住民情報課 (829-1137) |
| ○ 本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。 ○ 対象から除かれる方 ①被爆者健康手帳所持者(被爆体験者精神医療受給者証所持者を除く) ②生活保護受給者 ③子ども医療対象者 ○ 高額療養費の支給や附加給付等が行われたときは、医療費からそれらの額を控除した後の額について支給額を算定します。 ○ 介護保険によりサービスを受けた場合の一部負担金については、支給対象となりません。 | 資格認定申請に必要なもの ○ 福祉医療費受給資格認定申請書 ○ 同意書・委任状 ○ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ○ 健康保険証の写し ○ 預金通帳又は貯金通帳 ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの 支給申請に必要なもの ○ 福祉医療費支給申請書 ○ 福祉医療費受給者証 ○ 病院等の領収書又は診療報酬証明 | 障害福祉課 |
| ○ 自己負担については、原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得等に応じた月額負担上限額が設定されます。なお、一定所得以上の場合、助成対象外となる場合があります。 ○ 所持している身体障害者手帳の障害に対して行われます。 ○ 申請は、制度の対象となる医療が行われる前に必要です。 | ○ 自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書 ○ 指定医療機関の主たる医師の意見書 ○ 身体障害者手帳 ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ○ 調査書 ○ 健康保険証の写し ○ 人工透析を受診している慢性腎不全の方は特定疾病療養受療証 | 障害福祉課 |
| ○ 有効期限は1年間。1年毎に継続の申請が必要です。 ○ 世帯の所得等に応じた月額負担上限額が設定されます。 | ○ 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書 ○ 診断書(重度かつ継続の場合は意見書も必要) ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ○ 自立支援医療費(精神通院)収入状況届 ○ 健康保険証の写し | 障害福祉課 |

障害児者の福祉制度

6

年金等・医療費の助成

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------------------|---|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|--|--|-----|------|-----------|-----------------|-----------------------|----------------|-------------------------------|--------------|----------------------------|------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|--|----------|----------------------|----------------------|----|-----------------------|-------|---|-----------|--------------------|-----------|------------------------------|------|-----------------|-------|----------------------------------|-------|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補装具の支給等 | 補装具の支給・修理・借受け (総合支援法) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | 身体障害者(児)に対し、失われた身体機能を補完又は代償することを目的として補装具を支給・修理・借受けします。 1. 支給は原則として1種目につき1個。 2. 再支給は、耐用年数を基にしながら実情に添って行います。 3. 市が登録した業者で行います。 *補装具給付一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害別</th> <th>補装具名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>補聴器、人工内耳(修理のみ)</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由かつ音声</td> <td>重度障害者用意思伝達装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">肢体不自由</td> <td>義肢、装具、歩行器</td> </tr> <tr> <td>歩行補助つえ(T字状・棒状つえ除く)</td> </tr> <tr> <td>車いす、電動車いす</td> </tr> <tr> <td>座位保持装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>座位保持いす、起立保持具 } 18歳未満用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>頭部保持具、排便補助具 } 18歳未満用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 障害別 | 補装具名 | 視覚 | 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 | 聴覚 | 補聴器、人工内耳(修理のみ) | 肢体不自由かつ音声 | 重度障害者用意思伝達装置 | 肢体不自由 | 義肢、装具、歩行器 | 歩行補助つえ(T字状・棒状つえ除く) | 車いす、電動車いす | 座位保持装置 | | 座位保持いす、起立保持具 } 18歳未満用 | | | 頭部保持具、排便補助具 } 18歳未満用 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 障害別 | 補装具名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視覚 | 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚 | 補聴器、人工内耳(修理のみ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肢体不自由かつ音声 | 重度障害者用意思伝達装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肢体不自由 | 義肢、装具、歩行器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 歩行補助つえ(T字状・棒状つえ除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 車いす、電動車いす | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 座位保持装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 座位保持いす、起立保持具 } 18歳未満用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 頭部保持具、排便補助具 } 18歳未満用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日常生活用具の給付 (総合支援法) (市要綱) | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 在宅の重度障害者(児)に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。 (脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。) 1. 給付内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> <th>対象条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">介護・訓練支援用具</td> <td>特殊寝台</td> <td>下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上)</td> </tr> <tr> <td>特殊マット(3歳以上)</td> <td>下肢又は体幹機能障害1級(障害児は2級以上)、A1又はA2</td> </tr> <tr> <td>特殊尿器</td> <td>下肢又は体幹機能障害1級(学齢児以上)、A1又はA2</td> </tr> <tr> <td>入浴担架(3歳以上)</td> <td rowspan="4">下肢又は体幹機能障害2級以上</td> </tr> <tr> <td>体位変換器(学齢児以上)</td> </tr> <tr> <td>移動用リフト(3歳以上)</td> </tr> <tr> <td>訓練いす(3歳以上の児)</td> </tr> <tr> <td>訓練用ベッド(学齢児以上の児)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">自立生活支援用具</td> <td>入浴補助用具</td> <td>下肢又は体幹機能障害4級以上(3歳以上)</td> </tr> <tr> <td>便器</td> <td>下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上)</td> </tr> <tr> <td>頭部保護帽</td> <td>知的障害児者又は身体障害児者(肢体不自由)で、障害の程度が重度又は最重度のもの</td> </tr> <tr> <td>T字状・棒状のつえ</td> <td>平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害</td> </tr> <tr> <td>移動・移乗支援用具</td> <td>平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害4級以上(3歳以上)</td> </tr> <tr> <td>特殊便器</td> <td>上肢障害2級以上、A1又はA2</td> </tr> <tr> <td>火災警報器</td> <td>火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</td> </tr> <tr> <td>自動消火器</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 種目 | 対象条件 | 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上) | 特殊マット(3歳以上) | 下肢又は体幹機能障害1級(障害児は2級以上)、A1又はA2 | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級(学齢児以上)、A1又はA2 | 入浴担架(3歳以上) | 下肢又は体幹機能障害2級以上 | 体位変換器(学齢児以上) | 移動用リフト(3歳以上) | 訓練いす(3歳以上の児) | 訓練用ベッド(学齢児以上の児) | | 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障害4級以上(3歳以上) | 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上) | 頭部保護帽 | 知的障害児者又は身体障害児者(肢体不自由)で、障害の程度が重度又は最重度のもの | T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 | 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害4級以上(3歳以上) | 特殊便器 | 上肢障害2級以上、A1又はA2 | 火災警報器 | 火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 自動消火器 | |
| 区分 | 種目 | 対象条件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊マット(3歳以上) | 下肢又は体幹機能障害1級(障害児は2級以上)、A1又はA2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級(学齢児以上)、A1又はA2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 入浴担架(3歳以上) | 下肢又は体幹機能障害2級以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 体位変換器(学齢児以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 移動用リフト(3歳以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 訓練いす(3歳以上の児) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訓練用ベッド(学齢児以上の児) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障害4級以上(3歳以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 頭部保護帽 | 知的障害児者又は身体障害児者(肢体不自由)で、障害の程度が重度又は最重度のもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害4級以上(3歳以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特殊便器 | 上肢障害2級以上、A1又はA2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 火災警報器 | 火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動消火器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

障害児者の福祉制度

6

補装具の支給等・日常生活用具の給付等

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担は、国が定めた基準額の原則1割負担。所得に応じて月額負担上限額が設定されます。なお、一定所得以上の場合、助成対象外となる場合があります。 ○耐用年数以内の破損及び故障については、原則として修理で行います。 ○申請は事前に行う必要があります。 ○手帳交付後の申請となります。 ○以下の品目については、介護保険対象者(65歳以上、特定疾病による場合は40歳以上65歳未満)であれば、介護保険による貸与となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・既製の車いす、電動車いす ・歩行器 ・歩行補助つえのうち松葉杖、カナディアンクラッチ、多点杖、ロフトランドクラッチ等 ○補装具の種類によっては長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターの判定が必要なため、決定までに時間がかかりますので予めご了承ください。 ○難病患者等については手帳を所持していなくても対象となる場合がありますのでお問い合わせください。 | <ul style="list-style-type: none"> ○補装具費支給申請書 ○指定医師の意見書、処方箋 ○登録業者の見積書 ○個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ○身体障害者手帳 ※補装具の種類によって、申請に必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。 | 障害福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担は、市が定めた基準額の原則1割負担。所得に応じて月額負担上限額が設定されます。なお、一定所得以上の場合、助成対象外となる場合があります。 ○申請は購入前に行う必要があります。 ○各種目に耐用年数が定められています。 ○耐用年数以内の再交付は、給付対象外となります。 ○紙おむつについては、交付条件を細かく規定していますので、はじめて申請する場合には、事前に担当課(障害福祉課)にお問い合わせください。 ○各品目の貸与および修理は行っていません。 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活用具給付申請書又は住宅改修費給付申請書 ○身体障害者手帳、療育手帳 ○見積書 ○個人番号(マイナンバー)が確認できるもの | 障害福祉課 |

障害児者の福祉制度

6

補装具の支給等・日常生活用具の給付等

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | | |
|-------------------------------|------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|---|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | |
| 日常生活用具の給付 (総合支援法) (市要綱) | 日常生活用具の給付 | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | 自立生活支援用具 電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機 聴覚障害者用屋内信号装置 | 視覚障害2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上)、A1又はA2で家族が日中家にいない世帯 視覚障害2級以上(学齢児以上) 聴覚障害2級以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 在宅療養等支援用具 透析液加温器 ネブライザー(吸入器)(学齢児以上) 電気式たん吸引器(学齢児以上) 酸素ボンベ運搬車 視覚障害者用体温・血圧計(音声式) 視覚障害者用体重計 | 腎臓機能障害等3級以上 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者(医師の意見書があれば肢体2級以上・音声障害も可) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者(医師の意見書があれば肢体2級以上・音声障害も可) 医療保険における在宅酸素療法を行うもの 視覚障害2級以上で学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 視覚障害2級以上で18歳以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) |
| 日常生活用具の給付等 | 日常生活用具の給付等 | | | | | | | | | | | | | | 情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置(学齢児以上) 情報・通信支援用具※ 点字ディスプレイ 点字器 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器 視覚障害者用時計 聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置 | 音声・言語機能障害又は肢体不自由者であって発声・発語に著しい障害を有する者 上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の者 視覚障害2級以上で18歳以上の者 視覚障害者 視覚障害2級以上(就学、就労または就労見込みの者) 視覚障害2級以上で学齢児以上の者 視覚障害2級以上の者 視覚障害者で学齢児以上の者(3級以下は医師の意見書があれば可) 視覚障害2級以上で18歳以上の者 聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で学齢児以上の者 聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 人工喉頭 | 音声・言語機能障害のある者(人工鼻及び人工鼻装着シールにあつては常時埋込型の人工喉頭を装着した者に限る。) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 支援排泄用具 ストーマ装具(ストーマ用品洗腸用具含む) 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品) 収尿器 | ストーマ造設者 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者 高度の排尿機能障害のある者 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 修住宅改 スロープ・手すりなどの中小規模改修 | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であつて障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の者) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | その他 点字図書 | 視覚障害者で、情報入手を点字によっている者 |

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等のことです。

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者負担は、市が定めた基準額の原則1割負担。所得に応じて月額負担上限額が設定されます。なお、一定所得以上の場合、助成対象外となる場合があります。 ○ 申請は購入前に行う必要があります。 ○ 各種目に耐用年数が定められています。耐用年数以内の再交付は、給付対象外となります。 ○ 各品目の貸与および修理は行っていません。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活用具給付申請書又は住宅改修費給付申請書 ○ 身体障害者手帳、療育手帳 ○ 見積書 ○ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの | 障害福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 難病患者等については給付内容等に異なる点がありますので担当課へお問い合わせください。 ○ 紙おむつについては、交付条件を細かく規定していますので、はじめて申請する場合には、事前に担当課(障害福祉課)にお問い合わせください。 | | |
| <p>※住宅改修について 65歳以上の方は介護保険制度が優先されますので、まず介護保険課(829-1163)にお問い合わせください。</p> | | |

障害児者の福祉制度

6

日常生活用具の給付等

障害児者の福祉制度

6

日常生活用具の給付等

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | |
|----------|---------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--------|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 資金の助成・貸付 | 住宅改修費の助成(市要綱) | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | | 在宅の重度身体障害者が家庭内での日常生活を容易にするために住宅の改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。 1 助成額 支給対象工事費の3分の2(生活保護世帯は3分の3)以内で助成します。 ただし、助成限度額は40万円(生活保護世帯60万円)です。 2 対象工事 ①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他のこれら各工事に伴う必要な工事 |
| | 生活福祉資金貸付 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 心身障害者の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、生活福祉資金を貸付けます。 手帳を持っていない方でも対象となる場合があります |
| | 福祉タクシー(市要綱) | ▲ | ▲ | | | | | ● | ● | | | | | | | 在宅の重度心身障害者が容易に外出できるように、タクシー料金の一部を助成します。 ①福祉タクシー利用券を48枚交付 ②車いす利用者はリフト付タクシーも利用できます。 |

| タクシーの種類 | 助成金(利用券1枚につき) |
|----------|---------------|
| 福祉仕様車・小型 | 500円 |
| リフトと寝台付き | 1,370円 |

障害児者の福祉制度

6

資金の助成・貸付・交通費助成



(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|--|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○世帯員の前年分の市民税・県民税額の合算額が12万8千円以下の世帯 ○世帯員に市税の滞納がないこと。 ○施工前に申請が必要です。 ○住宅の維持補修や必要以上の贅沢華美な工事は対象になりません。 ○新築・全面的増改築にかかる工事は対象になりません。 ※日常生活用具及び介護保険の住宅改修費を受けた場合又は受ける場合は、助成額よりその金額を控除した金額を助成します。 ※65歳以上の方は介護保険制度が優先されますので、まず介護保険課(829-1163)にお問い合わせください。 | <ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修費給付申請書 ○見積書 ○住宅改修前後の図面 ○家主の承諾書(借家の場合) ○住宅改修着工前の写真 | 障害福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○連帯保証人が必要です。原則1名(60歳以下) ○民生委員の意見書が必要です。 | ○詳しくは長崎市社会福祉協議会へおたずねください。 | 長崎市社会福祉協議会(828-1281) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○在宅の重度の身体障害者で常時車いす利用者 ○在宅の重度の知的障害者 ○在宅の1級の視覚障害者で世帯全員が所得税非課税かつ次の①～⑤に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①1級の視覚障害者の単身世帯 ②1級の視覚障害者の夫婦のみの世帯 ③1級の視覚障害者の同居の世帯員が仕事で日中不在の世帯 ④1級の視覚障害者の同居の世帯員が高齢のため介助できない世帯 ⑤①～④に準ずる世帯 ○交通費助成との重複交付はできません。 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉タクシー利用券交付申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 | 障害福祉課 |

障害児者の福祉制度

6

資金の助成・貸付・交通費助成



6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|-------|-------------------------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 交通費助成 | 交通費助成 (バス・電車・船舶券) (市要綱) | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るため、市内交通機関の利用券を交付します。 バス・電車：乗車した後日にお手持ちのエヌタス T カード又はニモカードへ支払額に応じた助成 [年額上限：5,000円 (小児 3,000円)] 船舶利用券：池島用年間 27枚 (190円券・子供90円券) ：伊王島用年間 16枚 (340円券・子供170円券) ：高島用年間 10枚 (520円券・子供260円券) |
| | 交通費助成 (タクシー券) (市要綱) | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るため、タクシーの利用券を交付します。 1枚100円の利用券を年間50枚交付 |
| | 交通費助成 (ガソリン券) (市要綱) | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るため、ガソリン券を交付します。 1枚500円のガソリン券を年間10枚交付 |
| 運賃割引 | 旅客鉄道 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 旅客鉄道会社の協力によって、鉄道運賃が割引されます。 (5割引) 1. 身体障害者・知的障害者 区分 割引を受けられる切符の種類 第1種障害児者 介護者付で乗車する場合 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、普通急行券 (特別急行券は除く) 単独で乗車する場合 普通乗車券 (片道101km以上の場合) 第2種障害児者が単独で乗車する場合 普通乗車券 (片道101km以上の場合) 12歳未満の第2種障害児が介護者付で乗車する場合 定期乗車券 (介護者同一区間同時乗降の場合。ただし、介護者の定期券は通勤定期券とする) |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|--|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳1～3級、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ○ 身体障害者手帳4～6級の者で当該年度において70歳以上の者 ○ 福祉タクシー、交通費助成(タクシー券・ガソリン券)及び高齢者交通費助成との重複交付はできません。 ○ 交付は年に1回 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 引換申請ハガキ | 障害福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳1～3級、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ○ 身体障害者手帳4～6級の者で当該年度において70歳以上の者 ○ 福祉タクシー、交通費助成(バス・電車・船舶・ガソリン券)及び高齢者交通費助成との重複交付はできません。 ○ 交付は年に1回 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 引換申請ハガキ | 障害福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護者が割引を受けるには、購入する乗車券の種類、乗車区間、期間が身体障害者又は知的障害者と同一で同時購入でなければなりません。 ○ 介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期券に限られます。 ○ 介護者は、1名のみ割引されます。 ○ 乗車時は、手帳の携帯が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」の記載のある身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 | 旅客鉄道会社 |

障害児者の福祉制度

6


交通費助成・運賃割引

障害児者の福祉制度

6

交通費助成・運賃割引

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | |
|------|---|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|---|---|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 運賃割引 | 有料道路 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | 有料道路障害者割引を申請することにより、有料道路の通行料金が割引されます。(5割引) ○ 乗用自動車、貨物自動車又は特殊用途自動車で大形車、乗合型自動車、営業用の自動車、軽トラック等を除きます。 ○ ETC利用の場合における割引適用もできます。(詳しくは、有料道路ETC割引登録係) 【TEL】045-477-1233 割引有効期限 ① 新規及び変更の申請時 → 申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで ② 更新 → 申請をした日から、その後の3回目の誕生日(割引有効期限の2カ月前から申請可能)まで |
| | バス | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | バス会社の協力によって、バス運賃が割引されます。(5割引) ※ご利用にあたっては、障害者手帳、療育手帳を運転者にご提示ください。 1. 第1種身体障害者、第1種知的障害者(A1・A2)又は精神障害者1級の場合は本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障害者、第2種知的障害者(B1・B2)又は精神障害者2・3級の場合は本人について割引されます。 3. 定期乗車券は、3割引。(ただし、小学生の定期乗車券については通常定期の割引のみ) | |
| | 路面電車 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 電鉄会社の協力によって、電車運賃が割引されます。(5割引) 1. 第1種身体障害者、第1種知的障害者(A1・A2)及び12歳未満の第2種の場合、又は精神障害者1級及び12歳未満の2・3級の場合は本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障害者、12歳以上の第2種知的障害者(B1・B2)又は12歳以上の精神障害者2・3級の場合は本人について割引されます。 3. 定期乗車券の割引はありません。 4. 一日乗車券の割引はありません。 ※ご利用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を運転士にご提示ください。 | |
| |  <p>障がい者用カード ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等をご提示の上、窓口での申し込みが必要です。 ・nimocaエリアと長崎バスにて自動的に割引運賃で精算できます(nimocaエリア・長崎バス以外ではご利用いただけません。) ・毎年の誕生日(初回購入時は次々の誕生日)が有効期限で、有効期限を迎えたカードはご利用いただけません(更新が必要)。 ※同伴者および介助者の方の運賃精算を行う場合は、乗務員や係員にお申し出ください。 障がい者用カードは、購入方法など取扱いが事業者によって異なる場合があります。詳しくはご利用先の事業者にお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 船舶 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | 船舶会社の協力によって、運賃(料金を除く)が割引されます。(5割引) 1. 第1種身体障害者又は第1種知的障害者(A1・A2)の場合は本人及び介護者について割引されます。 2. 第2種身体障害者又は第2種知的障害者(B1・B2)の場合は本人について割引されます。 ※ご利用にあたっては、身体障害者手帳、又は療育手帳をご提示ください。 |
| 航空 | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | 航空会社の協力によって、航空運賃が割引されます。 ※割引率、適用範囲については、各航空会社で異なります。 | | |
| タクシー | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | タクシー会社の協力によって、タクシー運賃が割引されます。(1割引) ※ご利用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を運転者にご提示ください。 | | |

障害児者の福祉制度

6

運賃割引

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | | | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|-----------------------------|----------------------|--|--|--------|
| 区分 | 対象となる手帳 | 対象となる車の所有者 | (障害者割引を受けるための事前登録に必要なもの) | 障害福祉課 |
| 手帳所持者本人が運転する場合 | 身体障害者手帳(全等級) | 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の所有車。ただし、これらの車が利用できない場合や車を保有していない場合は知人所有やレンタカー、車検時の代車のほか、手帳が第1種の場合は福祉有償運送車両やタクシーも利用可 | ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証(法人名義は該当しません) ③運転免許証(障害者本人運転の場合のみ) ※ETCを利用する場合 上記の①～③に加えて、次のものがが必要です。 ④ETCカード(原則、障害者本人名義のもの) ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ⑥現金利用車の場合は、料金所で障害者手帳または「ミライロIDアプリ」をご提示ください。 ⑦タクシーや福祉有償運送車両を利用する場合は事業者側の協力が必要となります。 | |
| 本人が乗車し介護者が運転する場合 | 第1種身体障害者、療育手帳(A1・A2) | | | |
| ※第2種の手帳所持者については本人運転の場合のみが対象 | | | | |
| | | | ○「障害者手帳」または「ミライロIDアプリ」をご提示ください。 | バス会社 |
| | | | ○「障害者手帳」または「ミライロIDアプリ」をご提示ください。 | 電鉄会社 |
| | | ○九州商船は精神障害者に対する割引制度を実施していません。 ・精神障害者1級の場合は本人及び介護者について割引されます。 ・精神障害者2・3級の場合は本人について割引されます。 ※ご利用にあたっては、精神障害者保健福祉手帳を窓口でご提示ください。 | ○「障害者手帳」をご提示ください。 | 船舶会社 |
| | | ○定期航空路線の国内線のみ割引 ○介護者は、介護能力があり、障害者と共に同一行動を要します。 | ○「障害者手帳」をご提示ください。 | 航空会社 |
| | | | ○「障害者手帳」をご提示ください。 | タクシー会社 |

障害児者の福祉制度

6

運賃割引

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|------|-------------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 運賃割引 | ジパングクラブ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | ジパングクラブに入会することによってJR料金の割引が受けられます。 1. 適用距離 片道、往復、連続で201km以上 2. 割引率等詳しいことは直接JR又は長崎県身体障害者福祉協会連合会にお尋ねください。 |
| | 自動車改造費の助成(市要綱) | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | 重度の身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車を改造する際に、障害に応じた改造に要する費用を助成します。 1 対象となる改造部位 操向装置及び駆動装置の一部改造 2 助成額 1件当り10万円を限度として実際に要した額 |
| | 自動車運転免許取得費助成(市要綱) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | 身体障害者が就労又は就学が見込まれる等社会活動上の必要性から自動車運転免許の取得を希望する場合に、その費用の一部を助成します。 ○ 助成額 1人当り10万円を限度として、教習料(検定料を含む)の3分の2 |
| 援助 | 駐車禁止の除外措置 | ● | ▲ | ▲ | ▲ | | | ● | ● | | | | | ● | 公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受け、身体障害者の方本人が現に使用中の車両については、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車できる場合があります。 駐停車禁止場所等については駐車できません。 駐車禁止除外指定車標章の交付等の詳細については、最寄りの警察署にお尋ねください。 1 最寄りの警察署で駐車禁止除外指定車の指定を受けること。 2 駐車する場合は、駐車禁止除外指定車標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。 |
| | おもいやり駐車場利用証 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | | | | | ● | 障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を県内共通の利用証(おもいやり駐車場利用証)を掲示し利用します。 |

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|--|--|
| ○身体障害者手帳所持者で男性60歳、女性55歳以上の方(第1種身体障害者の介護者は同様の割引が受けられます。) | ○年会費1,400円、入会申込書、身体障害者手帳のコピーを長崎県身体障害者福祉協会連合会に申込み。 長崎県総合福祉センター県棟4階 事前に電話で確認してください。 | 長崎県身体障害者福祉協会連合会 (846-8727) |
| ○ 次の要件に全て該当する方 ①本人又は扶養義務者等の所得制限あり ②上・下肢又は体幹機能障害で1~2級 ③運転免許を有し、自らが所有し、運転する自動車の改造をする場合 ○ 改造前に申請が必要です。 | ○ 身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書 ○ 業者の見積書 ○ 世帯全員の市町村民税所得・課税証明書(申請年の1月1日現在に長崎市に住民票がない方のみ) ○ 運転免許証 ○ 身体障害者手帳 ○ 車検証 | 障害福祉課 |
| ○ 1~4級の身体障害者手帳の交付を受け、次のいずれかに該当する方 ・ 市内に1年以上居住している場合 ・ 就学のため市外に居住している方で、その世帯等が市内にあり、生計を一にしている ・ 自立支援給付の支給を受け、又は本市の措置により施設に入所又は通所している ○ 所得税額が14万円を超えない世帯に属する方 ○ 自動車学校入校前に申請が必要です。 | ○ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付申請書 ○ 事業計画書 ○ 収支予算書 ○ 身体障害者手帳 ○ 運転適性相談結果票の写し(内部障害者を除く) ○ 施設入所者は施設長の意見書 ○ 市外に居住している学生は、在学証明書 ○ 世帯全員の市町村民税所得・課税証明書(申請年の1月1日現在に長崎市に住民票がない方のみ) | 障害福祉課 |
| ○ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳・医療受給者証(色素性乾皮症に限る。)の交付を受けて歩行困難な方。 ※交付基準については最寄りの警察署にお問い合わせください。 | ○ 最寄りの警察署で駐車禁止除外車両の指定申請を行ってください。 ○ 身体障害者手帳等 ○ 自動車検査証(車両を特定される場合) | 最寄りの警察署 長崎県警察本部交通規制課 |
| ○ 利用できる方 ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人で歩行が困難な方。 ・ 小児慢性特定疾病患者 ※交付基準については、県福祉保健課又は市障害福祉課にお問い合わせください。 | ○ 該当する必要書類を交付窓口(※)で提示してください。 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳、診断書(けが人)小児慢性特定疾病医療受給者証 (※)交付窓口 ・ 各地域センター ・ 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(846-8905) ・ 長崎県福祉保健課(郵送による申請受付のみ) | 長崎県福祉保健課 (895-2416) 長崎市障害福祉課 (829-1141) |

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|----------|---|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 自動車税 | 軽自動車税種別割 | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | <p>次に該当する軽自動車については、軽自動車税種別割が免除されます。</p> <p>1. 身体や知的又は精神に障害を有し、歩行が困難な者が所有する軽自動車等(身体障害者又は知的障害者、精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者本人が運転するもの、もしくは身体障害者又は知的障害者、精神障害者のために当該障害者等と生計を一にする者が運転するもの。</p> <p>2. 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得し、又は所有する自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所もしくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。</p> <p>※ 減免対象となる車両は、障害者本人もしくは障害者と同一生計の家族名義のものに限られます。</p> <p>※ 詳しくは、市民税課までお問い合わせください。</p> |
| | その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等について、軽自動車税種別割が減免されます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車税等の免除 | 自動車税種別割 環境性能割 軽自動車税 環境性能割 | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | <p>次に該当するものについて、自動車税(種別割・環境性能割)が減免されます。</p> <p>1. 身体障害者が取得(所有)し、かつ、自ら運転するもの。</p> <p>2. 身体障害者が取得(所有)し、その者と生計を一にする者が、専ら当該障害者の通院、通学、通所又は生業のために運転するもの。</p> <p>3. 身体障害者と生計を一にする者が取得(所有)し、当該身体障害者が運転するもの。</p> <p>4. 身体障害者と生計を一にする者が取得(所有)し、その者と生計を一にする者(取得・所有者に限らない。)が、専ら当該身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために運転するもの。</p> <p>5. (単身世帯又は身体障害者等のみで構成される世帯の)身体障害者が取得(所有)し、その者を常時介護する者が、専ら当該身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために運転するもの。</p> <p>①介護を受ける障害者の等級が減免に該当すること。 ②介護を受ける障害者名義の自動車であること。</p> <p>※ 詳しくは、長崎振興局税務部課税第二課第二班にお問い合わせください。</p> <p>○ 減免申請は、毎年度納期限(月割減免の場合は毎月末日)までに提出してください。 (自動車税環境性能割の減免は登録前まで)</p> |
| | <p>同一生計者運転の場合</p> <p>住民票(健康保険証可)、通学・通院通所等証明書(生業の場合は所得証明書等) 運転免許証、車検証、印鑑 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証)</p> <p>振興局税務部に提出</p> <p>常時介護者運転の場合</p> <p>運行計画書兼証明書、誓約書、運転免許証、車検証、印鑑、住民票(世帯全部) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証)</p> <p>振興局税務部に提出</p> | | | | | | | | | | | | | | |

障害児者の福祉制度

6

自動車税等の免除

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------------------|-----------------|----|-----------|-----------|----|------|------|------|----|----|----|-------------|---|----|------|------|----|------------------------------------|--------------------------------------|----|---------|------|-----------|------|------|-----------|------|------|----|------|------|-------------------|------|------|------|----------|----------|------|----------------|----------------|---|------------------------------------|
| <p>○ 減免対象車は、普通自動車を含め1台とする。 ○ 営業用のものを除く。 ○ 身体障害で、障害を複数有する場合には、当該等級より一上位等級とみなすものとします。</p> <p>■減免の対象となる障害の種別・程度</p> | <p>※減免申請は、毎年度納期限までに提出してください。</p> <p>○ 減免申請書 ○ 納税通知書 ○ 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○ 納税義務者のマイナンバーがわかるもの ○ 運転免許証 ○ 同一生計者又は常時介護者が運転の場合は、同一生計を証明できるもの(住民票上で同一の場合は不要)</p> | 市民税課係 (829-1133) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害別</th> <th>障害者本人が運転</th> <th>同一生計者(常時介護者)が運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>視覚</td><td>1~4級</td><td>1~4級</td></tr> <tr><td>聴覚</td><td>2~3級</td><td>2~3級</td></tr> <tr><td>平衡機能</td><td>3級</td><td>3級</td></tr> <tr><td>音声</td><td>3級</td><td>-</td></tr> <tr><td>上肢</td><td>1~2級</td><td>1~2級</td></tr> <tr><td>下肢</td><td>1~6級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>体幹</td><td>1~3級・5級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>脳原性障害(上肢)</td><td>1~2級</td><td>1~2級</td></tr> <tr><td>脳原性障害(移動)</td><td>1~6級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>内臓</td><td>1~3級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害</td><td>1~3級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>知的障害</td><td>A1・A2・B1</td><td>A1・A2・B1</td></tr> <tr><td>精神障害</td><td>1級</td><td>1級</td></tr> </tbody> </table> | 障害別 | 障害者本人が運転 | 同一生計者(常時介護者)が運転 | 視覚 | 1~4級 | 1~4級 | 聴覚 | 2~3級 | 2~3級 | 平衡機能 | 3級 | 3級 | 音声 | 3級 | - | 上肢 | 1~2級 | 1~2級 | 下肢 | 1~6級 | 1~3級 | 体幹 | 1~3級・5級 | 1~3級 | 脳原性障害(上肢) | 1~2級 | 1~2級 | 脳原性障害(移動) | 1~6級 | 1~3級 | 内臓 | 1~3級 | 1~3級 | ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害 | 1~3級 | 1~3級 | 知的障害 | A1・A2・B1 | A1・A2・B1 | 精神障害 | 1級 | 1級 | <p>※障害者本人名義等の制限はありません。</p> <p>※減免申請は、毎年度納期限までに提出してください。</p> <p>○ 減免申請書 ○ 構造を証明できるもの ○ 納税通知書</p> | 長崎振興局税務部 課税第二課第二班 (821-8835) |
| 障害別 | 障害者本人が運転 | 同一生計者(常時介護者)が運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視覚 | 1~4級 | 1~4級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚 | 2~3級 | 2~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平衡機能 | 3級 | 3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 音声 | 3級 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上肢 | 1~2級 | 1~2級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下肢 | 1~6級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体幹 | 1~3級・5級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脳原性障害(上肢) | 1~2級 | 1~2級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脳原性障害(移動) | 1~6級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内臓 | 1~3級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害 | 1~3級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害 | A1・A2・B1 | A1・A2・B1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害 | 1級 | 1級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ 減免対象車は、軽自動車を含め1台です。 ○ 営業用のものを除く。 ○ 生計同一者運転の場合は、住民票(健康保険証可)で同一生計の確認がとれることと、通学・通院等使用目的別に証明書が必要。 ○ 常時介護者運転の場合は、運行計画書兼証明書、誓約書が必要であり、単身者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等に限定。 (年間を通じて週3回以上の自動車使用の見込みのある方)</p> <p>※直接、振興局税務部に申請してください。</p> <p>■減免の対象となる障害の種別・程度</p> | <p>○ 住民票又は健康保険証の写し ○ 通学・通所証明書又は通院証明書(生業の場合は所得証明書等) ○ 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(精神障害者保健福祉手帳の場合は、自立支援医療受給者証が交付されているものに限る。) ○ 運転免許証 ○ 車検証(自動車税環境性能割の場合は不要。)</p> <p>※詳しくは、長崎振興局税務部におたずねください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害別</th> <th>障害者本人が運転</th> <th>同一生計者(常時介護者)が運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>視覚</td><td>1~3級、4級の1</td><td>1~3級、4級の1</td></tr> <tr><td>聴覚</td><td>2・3級</td><td>2・3級</td></tr> <tr><td>平衡機能</td><td>3級</td><td>3級</td></tr> <tr><td>音声</td><td>3級(喉頭摘出者のみ)</td><td>-</td></tr> <tr><td>上肢</td><td>1・2級</td><td>1・2級</td></tr> <tr><td>下肢</td><td>① 1~6級 ② 7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級</td><td>① 1~3級 ② 4~7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級</td></tr> <tr><td>体幹</td><td>1~3級・5級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>脳原性障害(上肢)</td><td>1・2級</td><td>1・2級</td></tr> <tr><td>脳原性障害(移動)</td><td>1~6級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>内臓</td><td>1~3級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害</td><td>1~3級</td><td>1~3級</td></tr> <tr><td>知的障害</td><td>A1・A2</td><td>A1・A2</td></tr> <tr><td>精神障害</td><td>1級(自立支援医療受給者証)</td><td>1級(自立支援医療受給者証)</td></tr> </tbody> </table> | 障害別 | 障害者本人が運転 | 同一生計者(常時介護者)が運転 | 視覚 | 1~3級、4級の1 | 1~3級、4級の1 | 聴覚 | 2・3級 | 2・3級 | 平衡機能 | 3級 | 3級 | 音声 | 3級(喉頭摘出者のみ) | - | 上肢 | 1・2級 | 1・2級 | 下肢 | ① 1~6級 ② 7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級 | ① 1~3級 ② 4~7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級 | 体幹 | 1~3級・5級 | 1~3級 | 脳原性障害(上肢) | 1・2級 | 1・2級 | 脳原性障害(移動) | 1~6級 | 1~3級 | 内臓 | 1~3級 | 1~3級 | ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害 | 1~3級 | 1~3級 | 知的障害 | A1・A2 | A1・A2 | 精神障害 | 1級(自立支援医療受給者証) | 1級(自立支援医療受給者証) | | |
| 障害別 | 障害者本人が運転 | 同一生計者(常時介護者)が運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視覚 | 1~3級、4級の1 | 1~3級、4級の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚 | 2・3級 | 2・3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平衡機能 | 3級 | 3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 音声 | 3級(喉頭摘出者のみ) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上肢 | 1・2級 | 1・2級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下肢 | ① 1~6級 ② 7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級 | ① 1~3級 ② 4~7級で他の障害を複合する場合は手帳が1・2級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体幹 | 1~3級・5級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脳原性障害(上肢) | 1・2級 | 1・2級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脳原性障害(移動) | 1~6級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内臓 | 1~3級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害 | 1~3級 | 1~3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害 | A1・A2 | A1・A2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害 | 1級(自立支援医療受給者証) | 1級(自立支援医療受給者証) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

障害児者の福祉制度

6

自動車税等の免除

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|-----|--|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 税 | 入湯税の免除 (市税条例) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者本人が温泉に入湯する場合、入湯税が免除されます。 ※ 入湯税該当施設のみ |
| | 所得税の 障害者控除 (所得税法) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 納税者自身が障害者である場合又はその同一生計配偶者 や扶養親族が障害者である場合は、障害者一人につき次の とおり障害者控除が受けられます。 1. 障害者の場合 27万円 2. 特別障害者の場合 40万円 3. 同居特別障害者の場合 75万円 |
| | 市県民税の 障害者控除 (地方税法) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 所得税と同じ扱いで、次のとおり障害者控除が受けられます。 1. 障害者の場合 26万円 2. 特別障害者の場合 30万円 3. 同居特別障害者の場合 53万円 |
| | 相続税の 障害者控除 (相続税法) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者が遺産を相続した場合は、障害の程度及び年齢に 応じて相続税額から次のとおり障害者控除が受けられます。 1. 障害者の控除額 [(85歳)-(相続開始時の年齢)]×10万円 2. 特別障害者の控除額 [(85歳)-(相続開始時の年齢)]×20万円 |
| | 特定障害者 に対する贈与税 の非課税 (特定障害者扶養信託契 約に基づく信託受益権) | ● | ● | | | | | ● | ● | ▲ | ▲ | ● | ▲ | ▲ | 国内に居住する特定障害者(特別障害者及び一定の要 件に当てはまる障害者)が特定障害者扶養信託契約に 基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、 6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者は 3,000万円)までは贈与税が非課税になる制度があります。 |
| | 定期預金等 の利子非課税 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 定期預金等の利子に税金がかかりますが、障害者の方は 手続きをすと定期預金等の利子が非課税になる障害者 等のマル優、障害者等の特別マル優制度があります。 ※障害者等のマル優の正式名称⇒障害者等の少額預金の 利子所得等の非課税制度 ※障害者等の特別マル優制度の正式名称⇒障害者等の 少額公債の利子の非課税制度 |
| 控除等 | 不動産取得 税の減免 | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | 身体障害者の日常生活を容易なものとするため特殊な構 造・設備(玄関出入口のスロープ、廊下の手すり等)を備えた 住宅の取得について減免が行われます。 |
| | NHK放送 受信料の免除 (日本放送 協会放送 受信規約) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | 障害者の世帯に対し、受信料が次のように免除されます。 1. 全額免除となる世帯 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」のいずれかの 手帳所持者がいる世帯で、世帯員すべての者が市民税 非課税の場合 2. 半額免除となる世帯 (1) 世帯主が視覚又は聴覚の障害者手帳所持者である場合 (2) 世帯主が重度の障害者(身体障害者1・2級、知的障害 者A1・A2、精神障害者1級)手帳所持者である場合 |
| | グラバー園な どの市立観光 施設の入場料 免除 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所 持者と介護者1人に対して入場料が減免されます。 (市内在住者・全額免除、市外在住者・半額免除) 主な市立観光施設 ○ グラバー園(822-8223) ○ 原爆資料館(844-1231) ※市外在住者も全額免除 ○ シーボルト記念館(823-0707) ○ 遠藤周作文学館(0959-37-6011) ○ 出島(821-7200) ○ 永井隆記念館(844-3496) ○ 長崎ペンギン水族館(838-3131) |

障害児者の福祉制度

6

税の控除等・利用料金等の割引・免除

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|---|--|
| | ○ 入湯施設で手帳を提示してください。 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手 帳 | 市民税課 諸税係 (829-1133) |
| ○ 障害者控除 身体3~6級、療育B1・B2、精神障害者保健福祉手帳 2・3級の手帳を所持 ○ 特別障害者控除 身体1・2級、療育A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1級の手帳を所持 ○ 同居特別障害者控除 特別障害者控除の対象となる同一生計配偶者又は 扶養親族のうち納税者又は納税者の配偶者もしくは 納税者と生計を一同するその他の親族と同居を常況 としているもの | ○ 給与収入がある方は、勤務先の給与担当係に「給与 所得者の扶養控除等(異動)申告書」の障害者等欄 に記載して勤務先の給与担当係に提出してください。 ○ 所得税において障害者控除を受けられる方で、所 得税の確定申告書を提出される方は、その確定申 告書(第一表及び第二表)の障害者控除欄に記載 してください。 | 長崎税務署 (個人課税部門) (822-4231) 上記をダイヤル後、自動 音声案内に従って、「2」 をダイヤルしてください。 |
| | ○ 申告の際に手帳を提示してください。 ※ 所得税の確定申告において、障害者控除を申告さ れている方は改めて申告する必要はありません。 | 市民税課 個人課税1~3係 (829-1427) |
| ① 国内に住所を有していること。 ② 相続や遺贈で財産を取得した人が被相続人の法 定相続人であること。 ③ 相続や遺贈で財産を取得したときに85歳未満の 者であり、かつ、障害者に該当すること。 | ○ 詳しくは、税務署におたずねください。 | 長崎税務署 (資産課税部門) (822-4231) 上記をダイヤル後、自動 音声案内に従って、「2」 をダイヤルしてください。 |
| ① 国内に住所を有していること。 ② 特定障害者扶養信託契約に基づく信託の際に「障 害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業 所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署 長に提出すること。 | ○ 詳しくは、税務署におたずねください。 | 長崎税務署 (資産課税部門) (822-4231) 上記をダイヤル後、自動 音声案内に従って、「2」 をダイヤルしてください。 |
| ○ 身体障害者手帳所持者 ○ 療育手帳所持者 ○ 精神障害者保健福祉手帳所持者 ○ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金の受 給者 ○ 遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金の受 給者である被保険者の妻 ○ 特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当 の受給者である児童の母親など | ○ 詳しくは、各金融機関におたずねください。 | 各金融機関 |
| ○ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の等級 が1級又は2級の者 | ○ 詳しくは、長崎振興局税務部におたずねください。 | 長崎振興局税務部 課税第一課第三班 (821-5394) |
| | 全額免除の場合 ○ 放送受信料免除申請書 ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○ 印鑑 ○ 市民税非課税証明書(課税年の1月1日に長崎市に 住民票がなかった方のみ) | 障害福祉課 |
| ○ 障害者が住民票による世帯主であり、かつその住 居に受信機を設置し、NHKと放送受信契約を締結し ている者であること。 | 半額免除の場合 ○ 放送受信料免除申請書 ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○ 印鑑 | |
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 所持者及び介護者 | ○ 入場の際に受付で手帳を提示してください。 | 各施設 |

障害児者の福祉制度

6

税の控除等・利用料金等の割引・免除

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|----------------|-----------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|--|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 利用料金等の割引・免除 | 長崎ロープウェイ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して乗車料が免除されます。(市内在住者・・・全額免除、市外在住者・・・半額免除) |
| | 長崎歴史文化博物館の入館料免除 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して常設展示室入館料が全額免除されます。また、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、小児慢性特定疫病医療受給者証の保持者及び介護者1名に対して、常設展示室入館料が全額免除されます。 |
| | 恐竜博物館 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して常設展示室入館料が全額免除になります。(市外在住者：半額免除) |
| | 市民プール使用料 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名に対して使用料が全額免除されます。 |
| | 市営駐車場使用料免除 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が乗車している車(バス及びマイクロバスを除く)で市営駐車場(桜町、市民会館地下、松が枝町、松が枝町第2、松山町、平和公園、茂里町)を使用する場合、4時間まで半額に減額されます。また、上記手帳所持者が乗車する二輪自動車でも市営駐車場(桜町、市民会館地下、松が枝町、松が枝町第2、平和公園)を使用する場合、入庫した日の駐車料金が、築町は当該駐車料金が半額に減額されます。 |
| 障害福祉サービス(介護給付) | 居宅介護 | | | | | | | | | | | | | | 自宅での入浴や排泄、食事などの介助サービスを行います。 ①身体介護中心 ②通院等介助(身体介護を伴う/伴わない)中心 ③家事援助中心 ④通院等の乗降介助中心 |
| | 重度訪問介護 | | | | | | | | | | | | | | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。 |
| | 同行援護 | | | | | | | | | | | | | | 視覚障害により移動に著しく困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を行います。 |
| | 行動援護 | | | | | | | | | | | | | | 知的障害又は精神障害により、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援、行動の際に生じる危険や極端な行動などを予防・制御する対応、排泄、食事、外出前後の衣服着脱の介助を行います。 |
| | 療養介護 | | | | | | | | | | | | | | 医療と常に介護が必要な方に病院において、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 |
| 生活介護 | | | | | | | | | | | | | | 常に介護を必要とする方に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 | |

利用者負担の軽減(利用者負担の軽減)は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級により、利用料金の割引・免除が認められます。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級により、利用料金の割引・免除が認められます。

障害児者の福祉制度

6

利用料金等の割引・免除・障害福祉サービス(介護給付)

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|--|---|
| | ○乗車券購入の際に受付で手帳を提示してください。 | 長崎ロープウェイ (861-6321) |
| | ○入館の際に受付で手帳を提示してください。 ※入場券購入時に駐車券と手帳提示により駐車場無料券がもらえます。 | 長崎歴史文化博物館 (818-8366) |
| | ○入館の際に受付で手帳を提示してください。 | 長崎恐竜博物館 (898-8000) |
| ○長崎市内在住の方 | ○入場の際に受付で手帳を提示してください。 | ①市民総合プール (845-1212) ②市民神の島プール (865-2250) ③市民小ヶ倉プール (829-1428・中央総合事務所総務課) ④市民網場プール (813-9001・東総合事務所地域福祉課) |
| | ○出庫前に駐車場事務所(茂里町を除く)にて手帳を提示してください。(駐車券持参) ○茂里町は無人のため、出口精算機及び事前精算機横のインターホンでオペレーターと直接対話し、精算機に付属しているカメラに手帳を提示して下さい。 | 土木企画課 (829-1415) |
| ○障害支援区分が区分1以上の方又は区分1以上に相当する程度の心身の状態である児童 | ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費)支給申請書 ○世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は世帯)の市町村民税所得・課税証明書 ○生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 | 障害福祉課 |
| ○障害支援区分が区分4以上の方で次のいずれかに該当する方 ①二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている方 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方 | ※手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | |
| ○同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方 | | |
| ○障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連調査項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児はこれに相当する支援の度合)である方 | | |
| 病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者で、次のいずれかに該当する方 ①障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ②障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者 ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアスコアが16点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 ③①及び②に準ずる者として市町村が認めた者 ④旧重症心身障害児施設に入所した方又は指定医療機関に入院した方で、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方 | | |
| 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、次のいずれかに該当する方 ①障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である方 ②50歳以上で、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である方 | | |

障害児者の福祉制度

6

利用料金等の割引・免除・障害福祉サービス(介護給付)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | |
|----------------|------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--------|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 障害福祉サービス(介護給付) | 短期入所 | | | | | | | | | | | | | | | 自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。 |
| | 重度障害者等包括支援 | | | | | | | | | | | | | | | 常に介護を必要とする方なかでも介護の必要性が特に高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 |
| | 施設入所支援 | | | | | | | | | | | | | | | 介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している方に居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。 |
| 障害福祉サービス(相談支援) | 計画相談支援 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○ 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 |
| | 地域相談支援 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○ 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |
| | 障害児相談支援 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。 |

障害児者の福祉制度

6

障害福祉サービス(介護給付)(相談支援)

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|---|-------|
| 次のいずれかに該当する方 ① 障害支援区分が区分1以上である障害者 ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働省が定める区分が区分1以上の児童 | ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ (介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費)支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は世帯)の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 ※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | 障害福祉課 |
| 障害支援区分が区分6(障害児の場合はこれに相当する心身の状態)に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり寝たきり状態にある障害者のうち次のいずれかに該当する方 ○ 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ○ 最重度知的障害者 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方 | ※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | 障害福祉課 |
| 次のいずれかに該当する方 ① 生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4(50歳以上の方は区分3)以上の方 ② 訓練等(自立訓練又は就労移行支援)を受けている方で、入所しながら訓練等を受けることが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方 ③ 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、障害支援区分が区分4(50歳以上は区分3)以下の方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成した上で、利用の組み合わせが必要と認められた方 | ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ (介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費)支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は世帯)の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 ※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | 障害福祉課 |
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方等で、障害福祉サービス等の支援が必要な方 | ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ (介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費)支給申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は世帯)の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 ※ 手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | 障害福祉課 |

障害児者の福祉制度

6

障害福祉サービス(介護給付)(相談支援)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|------------------------------|----------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|--|---|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 障害児者の福祉制度 障害福祉サービス（訓練等給付） | 自立訓練（機能訓練） | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 | |
| | 自立訓練（生活訓練） | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | |
| | 宿泊型自立訓練 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 障害のある方に、居室その他の設備を提供し家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |
| | 就労移行支援 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 就労を希望する65歳未満の方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |
| | 就労継続支援A型（雇用型） | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |
| | 就労継続支援B型（非雇用型） | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | |
| | 就労定着支援 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |
| | 自立生活援助 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | ・定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、生活上の課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 ・定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |
| 共同生活援助（グループホーム） | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | 障害のある方に、共同生活を行う居住の場を提供し、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活の援助を行います。 【利用者負担】 障害福祉サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 | | |

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|--|-------|
| 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者又は難病等対象者 | ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証） ○（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費）支給申請書 ○世帯状況・収入申告書、又は本人（児童の場合は世帯）の市町村民税所得・課税証明書 ○生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 | 障害福祉課 |
| 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場の提供を受けて帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者 | ※手帳をお持ちでない方で厚生労働省指定の難病がある方、精神疾患がある方は、障害福祉サービス等を申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | |
| 次のいずれかに該当する方 ① 就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得又は就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより就労を希望される方 | 企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方 ※雇用によらずに施設を利用できる特例がありますので、特例適用の有無についてサービス提供事業者へおたずねください。 | |
| ○ 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方 | 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方 | |
| 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある方など | ※ 障害のある方 | |

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | | |
|----------|-------------|---|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--------|---|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害児(主として未就学児)に対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。 |
| | 医療型児童発達支援 | | | | | | | | | | | | | | | | 医療型児童発達支援センターにおいて、日常生活動作や運動機能訓練及び治療を行います。 |
| | 放課後等デイサービス | | | | | | | | | | | | | | | | 就学児に対し、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上の訓練や社会との交流の促進を行います。 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | | | | | | | | | | | | | | | | 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 |
| | 保育所等訪問支援 | | | | | | | | | | | | | | | | 保育士等が保育所等を訪問し、障害児に対する訓練やスタッフに対する指導を行います。 |
| | | 手帳を持っていない方も対象となります ※ただし、医師の診断書等の書類の提出が必要です | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の在宅支援 | 移動支援 | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | | | 屋外での移動に著しい制限のある方の外出時の介助を行います。 移動、外出先での食事、排泄等の介助。 外出の目的は、一日の範囲で用務を終える次の内容となります。 ○ 社会生活上必要不可欠な外出 外出の目的: 公的機関等への手続、相談、金融機関の利用など ○ 余暇活動等社会参加のための外出 外出の目的: 買物、映画鑑賞、理美容など なお、次のような外出は利用が認められません。 ・通院又は入退院のための外出 ・通勤、営業活動等経済活動に係る外出 ・通学、通園等通年かつ長期にわたる外出 ・ギャンブル、飲酒等社会通念上適当でないと思われる外出など 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 ※「個別支援型」と「グループ支援型」があります。 |
| | 訪問入浴サービス | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | | | 浴槽を運搬して利用者の自宅を訪問し、衣類の着脱、洗髪、洗体、洗顔の介助や入浴、清拭に関する指導などを行います。 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |
| | 日中一時支援 | | | | | | | | | | | | | | | | 障害者施設等で日中預りを行います。 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |
| | タイムケア型 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | 放課後、長期休暇中に、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。 【利用者負担】 サービスを利用する方は、サービスにかかる費用の1割を利用者負担として支払うこととなります。ただし、所得に応じて月ごとの利用者負担の上限が決められています。 |

障害児者の福祉制度

6

障害児通所支援・その他の在宅支援

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請の手續に必要なもの | 担当課 |
|--|--|-------|
| 身体障害、知的障害、精神障害のある児童(発達障害児を含む) | ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 | 障害福祉課 |
| 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児 | ○ 世帯の市町村民税所得・課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 ○ 診断書等 | |
| 学校教育法に規定する学校(幼稚園・大学を除く)に就学している障害児 | | |
| 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 | | |
| 保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児 | | |
| 屋外での移動に著しい制限があり、次の要件のいずれかにあてはまる方。 ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定者を除く。 ○ 全身性障害児(者)(両上肢及び両下肢に障害があり、その程度が1級) ○ 知的障害児(者)又は精神障害児(者)で、外出時の移動の支援を必要と認めた方 | ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証) ○ 地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 ○ 世帯状況・収入申告書、又は本人(児童の場合は保護者)の市町村民税所得課税証明書 ○ 生活保護世帯の場合は生活保護の受給者証 | 障害福祉課 |
| ※通学又は通園において常時介護が必要な障害児の保護者が、疾病、出産等の身体上の理由により当該介護ができなくなった場合(保護者以外の方によって介護が可能な場合を除く。)に限り、支給期間を限定して通学又は通園における移動支援事業の利用を認めることができます。支給期間は、原則として3か月以内です。 | ※ 訪問入浴サービスは、医師の診断書も必要 ※ 手帳をお持ちでない方で、精神疾患がある方は、申請できる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。 | |
| ○ この事業の利用を図らなければ入浴が困難な身体障害者(児)で、医師から入浴を許可された方 ※ 介護保険対象者(65歳以上。特定疾病に該当する場合は40歳以上)を除きます。 | | |
| ○ 疾病、出産、冠婚葬祭、災害、出張、看護、旅行、学校等への公的行事への参加など介護者の事情により介護を受けることができない知的障害者及び障害児 ※ 介護保険対象者(65歳以上。特定疾病に該当する場合は40歳以上)を除きます。 | | |
| ○ 放課後や夏休み等長期休暇中の活動場所が必要な障害児(小学生～高校生) | | |

障害児者の福祉制度

6

障害児通所支援・その他の在宅支援

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|----------|-----------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|--|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| その他の在宅支援 | ふれあい訪問収集事業(市要綱) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 身体障害者手帳所持者、特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者及び65歳以上の要支援又は要介護認定を受けた高齢者等で、寝たきり、歩行障害、視力障害等のためごみ出しができない方のごみを戸別収集し、利用者へ安否確認の声かけを行います。 |
| | 配食サービス(市要綱) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 65歳未満の身体障害者で、老衰、障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難な人等に対して、配食サービスを行います。 ○自己負担額 1食 400円 (高齢者については 1食 220円～880円) |
| | 手話通訳者の派遣(市要綱) | | | | | | | | | | | | | | 官公庁等の公的機関や医療機関、事業所、PTAなど様々な場所で円滑なコミュニケーションをとれるよう、手話通訳者の派遣を行います。 |
| | 手話通訳者の設置 | | | | | | | | | | | | | | 各種相談や手続きのため市役所に来庁する際に、窓口等で対応を行うため、障害福祉課に手話通訳者を配置しています。 |
| | 要約筆記者の派遣(市要綱) | | | | | | | | | | | | | | 公的機関や医療機関などに行く必要があるとき、円滑な意思の疎通ができない場合に要約筆記者を派遣します。 |
| | 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | コミュニケーションや移動等の支援を行うため、通訳・介助員を派遣します。 |
| | 移送支援サービス(市要綱) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 斜面地等に居住する身体障害者が外出するとき、居宅から自力で移動が可能な場所までの間の移送を行います。 ※サービスを希望する方は、あらかじめ登録が必要です。 |
| 補助犬貸与事業 | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | 視覚・聴覚障害者、肢体不自由者の就労や日常生活の向上のため、補助犬を貸与します。 | |

ろうあ者

盲ろう者

補助犬とは

- 盲導犬 目が不自由な方の歩行を助ける犬
- 介助犬 手足が不自由な方の日常生活を助ける犬
- 聴導犬 耳が不自由な方に音のする場所まで誘導する犬

障害児者の福祉制度

6

その他の在宅支援

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|--|---|
| ○環境部が指定するごみステーションが遠いこと、またはそこまでの階段若しくは手すりのない坂が急であること。 ○障害者等がエレベーターの設置されていない高層住宅の2階以上に居住していること。 ○ごみ出しをする支援者がいないこと、又はヘルパー業務による対応が困難なこと。 | ○身体障害者等ふれあい訪問収集事業利用申請書 ○身体障害者手帳 ※特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者については、障害福祉課にご相談ください。 ※65歳以上の要支援又は要介護認定を受けた高齢者等については、各総合事務所にご相談ください。 | 障害福祉課 各総合事務所 地域福祉課 (注1) |
| ○身体障害者で、老衰、障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な方 ○低栄養状態等栄養改善と安否確認の必要性がある事業対象者及び要支援・要介護認定者 | ○身体障害者配食サービス事業利用申請書 ○身体障害者手帳 ※65歳以上の事業対象者、要支援又は要介護認定を受けた高齢者等については、各総合事務所にご相談ください。 | 障害福祉課 各総合事務所 地域福祉課 (注1) |
| ○手話でのコミュニケーションが必要な方 | ○本人又は代理人を通して障害福祉課へ申し出てください。 | 障害福祉課 (FAX: 823-7571) |
| ○手話でのコミュニケーションが必要な方 | ○本人又は担当課からの申し出により対応します。 | 障害福祉課 (FAX: 823-7571) |
| ○中途難聴者 | ○本人又は代理人を通して障害福祉課へ申し出てください。 | 障害福祉課 (FAX: 823-7571) |
| ○視覚機能と聴覚機能に障害を合わせ持つ方(身体障害者手帳1級又は2級の方) | ○本人又は代理人を通して長崎県ろうあ協会へ申し出てください。 | 長崎県ろうあ協会 (TEL847-2681) (FAX847-2572) |
| ○斜面地等に居住する身体障害者及び特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者 ○65歳以上、及び特定疾病による場合は40歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険による移送支援サービスの利用となります。 65歳以上で事業対象者の方は、介護保険外の高齢者の移送支援サービスの利用となります。 ○利用料 1回(30分未満)100円 (利用時間、移送支援業者からの派遣人数に応じて加算されます。) | ○移送支援サービス利用者証交付申請書 ○身体障害者手帳 ※特定医療費(指定難病)受給者・障害者総合支援法の対象疾病の対象者についても、障害福祉課にご相談ください。 ※介護保険による移送支援サービスの利用については介護保険課へご相談ください。 ※65歳以上で事業対象者の方については、各総合事務所にご相談ください。 | 障害福祉課 介護保険課 (829-1163) 各総合事務所 地域福祉課 (注1) |
| ○県内に1年以上居住し、視覚障害1級、肢体不自由1・2級もしくは聴覚障害2級の手帳所持者 ※この他にも貸与条件がありますので、詳しくは障害福祉課まで。 | ○補助犬の訓練事業者にご相談ください。 盲導犬…(公財)九州盲導犬協会(福岡県) TEL092-324-3169 FAX092-324-3386 介助犬…(特非)九州補助犬協会(福岡県) TEL・FAX092-327-0364 | 障害福祉課 |

障害児者の福祉制度

6

その他の在宅支援

(注1) 各総合事務所地域福祉課
 ・中央総合事務所地域福祉課(829-1429)
 ・南総合事務所地域福祉課(892-1113)

・東総合事務所地域福祉課(813-9001)
 ・北総合事務所地域福祉課(814-3400)

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|--------------------------|-----------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| その他の在宅支援 | 視覚障害者日常生活訓練事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 視覚障害者に対して、日常生活に必要とされる諸能力について講習会及び訓練指導を行う。 ○ 訓練の内容・・・歩行訓練、感覚訓練(スポーツ・レクリエーション等)、コミュニケーション訓練(点字・情報機器)、家事の基本等 |
| | 日常生活自立支援事業 | | | | | | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | 判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を受けて、自立した地域生活を送れるよう支援します。 |
| | ボランティアの活用 | | | | | | | | | | | | | | 長崎市社会福祉協議会では、ボランティア活動をした方、ボランティアをお願いしたい方などに、ボランティアに関する様々な相談・紹介を行っています。 |
| | 公文書点字化サービス事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 視覚障害者に対して、固定資産税・都市計画税納税通知書、市民税・県民税納税通知書、国民健康保険税納税通知書、後期高齢者医療保険料額決定通知書、介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書、水道及び下水道の使用水量等の通知書、生活保護法による保護に係る通知文書などの公文書の内容を要約し、点字化を行う。 |
| 長崎市障害福祉センター(もりまちハートセンター) | 身体障害者福祉センター(A型) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者に対して、プールや体育室、軽スポーツ室、機能回復訓練室、研修室、会議室等の施設の利用提供を行っています。また、いろいろな講座、行事、スポーツレクリエーションを実施しています。 施設の一部(会議室、体育室、プール等)は有料で一般の方も利用できます。 ○ 利用料 障害者は原則無料 |
| | 地域活動支援センターII型 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者に対し、創作的活動、社会適応訓練等のサービスを実施しています。 ○ 利用料 無料 |
| | 自立訓練(機能訓練)事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。 ○ 利用料 1割負担(低所得者には軽減措置あり) |
| | 相談支援事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 福祉サービスに関する相談、就労に関する相談・支援、社会資源を活用するための助言、社会生活力を高めるための情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。 ○ 利用料 無料 |
| | 障害児等療育支援事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 在宅の障害児(者)の地域における生活を支援するため、センターの施設を利用した療育指導や地域や家庭を訪問しての相談、幼稚園や保育所、学校等の関係機関の職員に対する支援を行います。 ○ 利用料 無料 |

障害児者の福祉制度

6

その他の在宅支援・長崎市障害福祉センター

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|---|---|
| ○ 視覚障害者 | ※ 直接、長崎市視覚障害者協会におたずねください。 長崎市視覚障害者協会 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL846-9021 | 長崎市視覚障害者協会 (846-9021) |
| ○ 判断能力が不十分な者(高齢者、知的障害者、精神障害者等)で、かつ、当該事業の契約内容について判断できる能力があると認められる方 | ※ 詳しくは、長崎市社会福祉協議会(福祉あんしんセンターながさき)へご相談ください。 長崎市社会福祉協議会 (福祉あんしんセンターながさき)TEL828-0162 | 長崎市社会福祉協議会 (828-0162) |
| ○ ボランティアをしたい人 ○ ボランティアをお願いしたい人 | ※ 詳しくは、長崎市社会福祉協議会地域福祉係までおたずねください。 | 長崎市社会福祉協議会 (829-1281) |
| ○ 視覚障害者 | ○ 身体障害者手帳 ※ 事前に登録が必要です。 | 障害福祉課 |
| ○ 開館日 月、火、水、金、日曜日は午前9時から午後5時まで 木、土曜日は午前9時から午後9時まで(祝日の場合は午後5時まで) ○ 休館日 毎月第4日曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで) | 個人でご利用の場合、登録が必要です。 障害者手帳をお持ちください。 団体登録は予め窓口での申請が必要です。 貸室予約は、登録団体は3ヶ月前から可。 有料の場合は、1ヶ月前から申請出来ます。 申請時に窓口で料金をお支払いください。 | 障害福祉センター (842-2525) |
| ○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している方 | 障害福祉センターにおたずねください。 | 障害福祉センター (842-2525) |
| ○ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上のため、一定の支援が必要な障害者 ※ 介護保険対象者の方は、原則として介護保険サービスの利用となりますが、2号被保険者の方はその限りではありません。 | 受給者証が必要です。 受給者証の取得については、障害福祉課までおたずねください。 | 障害福祉センター (842-2525) 障害福祉課 |
| ○ 障害児者とその家族、関係者 | 障害福祉センターにおたずねください。 | 障害福祉センター 長崎市障害者就労支援相談所 (842-2525) |
| ○ 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、発達障害児(者)、身体障害児とその家族、関係者 | 障害福祉センターにおたずねください。 | 障害福祉センター (842-2525) |

障害児者の福祉制度

6

その他の在宅支援・長崎市障害福祉センター

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|----------------|-------------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| (も長崎市障害福祉センター) | 診療所 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 発達に遅れや、偏りのある児や身体障害者に対して、診断・評価を行い、障害や発達の状態を明らかにし、適切な訓練・療育及び指導を行います。 ○診療科目 小児科、整形外科、リハビリテーション科 ○保険診療 発達障害児やその家族又は関係機関に対して、個別、集団での療育、職員派遣による巡回相談、家族支援プログラム(ペアレントトレーニング)等を行います。 |
| | 児童発達支援センター さくらんぼ園 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 《親子通園》 発達につまづきや偏りのある就学前児童に対して、日常生活における基本的動作の指導や必要な知識・技能の習得、集団生活への適応訓練等を行います。 ○利用料:満3歳になって初めての4月1日より3年間は無料になります。 《単独通園》 心身の発達に遅れや偏りのある就学前児童に対して日常生活における基本的動作の指導や必要な知識・技能の習得、集団生活への適応訓練等を行います。通園バスを運行し、給食を提供します。 ○利用料:満3歳になって初めての4月1日より3年間は無料になります。 ○給食費:実費(所得に応じて軽減措置あり) |
| 障害児入所施設 | 障害児入所支援事業(児福法) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | 障害児入所施設の利用に対し、県が障害児入所給付費等を支給します。 |
| 選挙制度 | 点字投票(公職選挙法) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 点字による投票を希望する方は、投票所又は期日前投票所で申し出ると点字投票ができます。(投票所に点字器を置いています。) また、同様に不在者投票の請求時に申し出ると、点字投票用の投票用紙等の交付を受けることができます。(一部の不在者投票所は除きます。) |
| | 郵便による不在者投票(公職選挙法) | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | 右記①～④のいずれかに該当する方は、郵便による不在者投票ができます。まず選管へ「郵便等投票証明書」を申請し交付を受けます。選挙時に、この証明書により選管へ投票用紙等を請求すると、投票用紙が本人あて送付されるので、自宅等で候補者等名を記入して選管へ郵送するという方法になります。 |
| その他の制度 | 緊急通報システム(市要綱) | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | | 1人暮らしの重度身体障害者の方が緊急時に対応できるよう緊急通報装置の設置を行います。 個人負担額 1月あたり 383円 |
| | 障害児通学支援(市要綱) | | | | | | | | | | | | | | 障害があるお子さんの通学を支援するため、タクシーを利用して通学した場合のタクシー運賃の一部を支給します。 |

障害児者の福祉制度

6

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|---|---|
| ○予約制です。 | 障害福祉センターにおたずねください。 ○健康保険証 | 障害福祉センター (842-2525) |
| ○事前に、センター診療所での診察が必要です。 | | |
| ○施設と利用契約を結ぶことが必要となります。 | ○受給者証が必要です。 利用申請手続き及び受給者証の取得については障害福祉課までおたずねください。 | 障害福祉センター (842-2525) 障害福祉課 |
| ○長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターにて調査・判定等を行い、利用対象の可否を決定後、各施設と利用契約を結ぶことが必要となります。 | 原則、受給者証が必要です。 利用申請手続き及び受給者証の取得については下記までおたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(相談支援課) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL844-6166 | 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター相談支援課 (844-6166) |
| ○視覚障害者で点字投票の申し出をした方 | 特になし。 | 長崎市選挙管理委員会 (821-3520) |
| ①両下肢、体幹又は移動機能の障害が1・2級の方 ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の障害が1・3級の方 ③免疫又は肝臓の障害が1～3級の方 ④介護保険法における要介護5の認定を受けた方 ※①～④のいずれかに該当し、かつ、上肢又は視覚の障害が1級の方は、代理記載の制度も利用できます。 | ○郵便等投票証明書交付申請書 ○身体障害者手帳(①②③に該当する方) ○介護保険被保険者証(④に該当する方) ※詳しくは長崎市選挙管理委員会事務局におたずねください。 | 長崎市選挙管理委員会 (821-3520) |
| ○1・2級の身体障害者手帳所持者 ○1人暮らし、又はこれに準ずる世帯 | ○緊急通報システム利用申込書 | 障害福祉課 |
| 次のいずれも該当する場合、支給の対象となります。 ○児童・生徒が長崎市民である(住民登録が長崎市にある。) ○児童・生徒が特別支援学校の小学部または中学部に通っている又は長崎市立小・中学校の特別学級に通っている。 ○特別支援教育就学奨励費で付添人の交通費が認められている。 ○通学のためにタクシーを利用して、タクシー運賃が特別支援就学奨励費として認められていない。 | ○障害児通学支援費支給申請書(特別支援学校に通学している場合) ○タクシー運賃の領収証 ※市立小・中学校に通学している場合は、教育委員会総務課におたずねください。 | 障害福祉課 (市立小・中学校に通学している場合は、教育委員会総務課) (829-1191) |

障害児者の福祉制度

6

長崎市障害福祉センター・障害児入所施設等・選挙制度

6. 長崎市における障害児者の福祉制度


| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|---------------------|------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|------------------------------------|----|----|----|------|----|----|----|------|----|---|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| その他の制度 | 後期高齢者医療保険への加入 (高齢者の医療の確保に関する法律) | ● | ● | ● | ▲ | | | ● | ● | | | ● | ● | | 後期高齢者医療制度加入は75歳からですが、65歳以上75歳未満で「一定の障害」のあるかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。 |
| | 公営住宅への入居 (公営住宅法) | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ▲ | ● | ● | ▲ | 心身障害者世帯で住宅に困窮している世帯に対して、公営住宅の公募の際に特定目的枠として区分を設け、抽選の優遇措置がとられています。 |
| | シンボルマークの実施 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 耳が聞こえないため、病院、銀行、郵便局、市役所等の窓口で順番を待つ時に、呼び出しが聞こえないような不便をなくすため使用するものです。 |
| | 障害者ふれあいブックメールサービス | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | | | | 身体的障害等のため図書館の利用が困難な方に郵送(送料図書館負担)による図書館資料の貸出を行います。 |
| | 読書バリアフリーサービス (視覚障害者等サービス) | 手帳を持っていない方もご利用できます | | | | | | | | | | | | | |
| | 郵送貸出 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 身体的障害等のため図書館の利用が困難な方に郵送(送料図書館負担)による図書館資料の貸出を行います。 |
| | 視覚障害者等サービス | 手帳を持っていない方もご利用できます | | | | | | | | | | | | | |
| | 声の広報の発行 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 視覚障害者の方を対象に「声の広報ながさき」を毎月発行しています。 |
| | 郵便物の無料扱い等 | 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 点字郵便物の無料扱い | 点字郵便物(3kgまで) 盲人用録音物、点字用紙(3kgまで) | | | | | | | | | | | |
| 点字ゆうパック | | | 点字郵便物として送れない大型のもの等をゆうパックにする場合(30kgまで) | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚障がい者用ゆうパック | | | 聴覚障がい者用ビデオテープ、その他の録画物(30kgまで) | | | | | | | | | | | | |
| 身体障がい者用ゆうメール | | | 図書館から重度心身障がい者に郵送する場合又は図書館に返送される場合 | | | | | | | | | | | | |
| 手話入り映像ライブラリー等制作貸出事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 聴覚障害者の知識、教養の向上を図るため、県が社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターに委託、及び長崎県聴覚障害者情報センターで手話及び字幕つきビデオライブラリーを製作し、県内の登録された聴覚障害者やその家族、団体等に貸出します。 | |
| 点字図書・録音図書の制作貸出事業 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | 視覚障害者の情報入手の援助として、点字図書・録音図書を製作し、貸出を行います。 | |

障害児者の福祉制度

6

その他の制度

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|---|---|
| ○65歳以上75歳未満で次に掲げる障害があり長崎県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたかた(加入希望者のみ) ○身体障害者手帳(1級~3級、4級の一部)、療育手帳(A1、A2)、又は、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の所持者、もしくは障害者基礎年金(1級、2級)、そのほかの障害年金などの受給者 | ○現在加入している医療の保険証 ○障害の状態を明らかにできる書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など) ○本人名義の通帳 ○代理人の場合は代理人の身分証明書 ※詳しくは、後期高齢者医療室へお尋ねください | 後期高齢者医療室 (829-1139) |
| 市営住宅 ○身体障害者手帳1~4級、療育手帳A1・A2・B1及び精神障害者保健福祉手帳1・2級 ○車いす使用者(車いす用の住戸に空きがある場合) 県営住宅 ○身体障害者手帳1~4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1~3級 ○車いす使用者(車いす用の住戸に空きがある場合) | 詳しくは長崎市建築総務課(市営住宅)又は県住宅供給公社(県営住宅)におたずねください。 | 長崎市建築総務課 (829-1185) 県住宅供給公社 (823-3050) |
| ○聴覚障害者 |  長崎市障害福祉課でシールを配布しています。 (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会事務局に専用注文書にてFAX注文 「耳マーク」 [TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046] | 障害福祉課 |
| ○視覚障害、両下肢、体幹又は移動機能障害1・2級の者 ○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の障害 1~3級の者 | 登録申請書に必要事項を記入し手帳の写し(全面)を添付して県立長崎図書館あて郵送でお申込みください。 ※詳しくは県立長崎図書館におたずねください。 | 県立長崎図書館 (0957-48-7700) |
| ①視覚に障害がある方 ②ディスレクシアの方 ③上肢に障害があり、ページをめくることが困難な方 その他の方でもご利用いただける場合があります。 長崎県立図書館まで、ご相談ください。 | 視覚障害者等サービス利用申込書に必要事項を記入し、「給付の条件」について証明する書類を添付して、県立図書館までお申込みください。※当館の利用登録をしていない方は、併せて利用登録をお願いします。 | |
| ○1~6級の身体障害者手帳所持者 | 登録申込書に必要事項を記入し手帳の写しを添付して市立図書館あて郵送でお申込みください。 ※詳しくは市立図書館におたずねください。 | 長崎市立図書館 (829-4946) |
| 大活字本と電子書籍は貸出券をお持ちの方はどなたでも借りられます。デジタル録音図書は視覚に障害がある方等がご利用いただけます。詳しくは市立図書館におたずねください。 | <デジタル録音図書のみ> 申請書に必要事項を記入し、「給付の条件」について証明する書類を添付して市立図書館にお申し込みください。 | |
| 視覚障害者で希望する人 | 長崎県視覚障害者情報センターでCDの配布やテープの貸出し業務を行なっています。 | 広報広聴課 (829-1114) |
| 免除 | 備考 | 各郵便局 |
| 無料 | 封筒に「点字用郵便」と明記してください。一部開封されており、内容品が確認できるようにしてください。 | |
| 無料 | 日本郵便の指定する点字図書館、点字出版施設等の発送するもの又は返送するもの。 | |
| 一般のゆうパック又はゆうメールより安い料金でご利用いただけます。 | 詳しくは郵便局におたずねください。 | |
| ○登録された聴覚障害者、その家族、聴覚障害者(児)関係団体(者)・施設 | ※長崎県聴覚障害者情報センターに直接おたずねください。 長崎県聴覚障害者情報センター 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 | 長崎県聴覚障害者情報センター TEL 847-2681 FAX 847-2572 |
| ○視覚障害者で希望する人、視覚障害者関係施設等 | ※長崎県視覚障害者情報センターに直接おたずねください。 長崎県視覚障害者情報センター 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 | 長崎県視覚障害者情報センター TEL 846-9021 FAX 843-4589 |

障害児者の福祉制度

6

その他の制度

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | | |
|--------------|------------------------|---------------------------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--------|--|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | |
| その他の制度 | 避難行動要支援者名簿登録 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● | | | 災害時の支援を必要とされる方の名簿登録を進めており、地域の支援者の方々に名簿を提供。地域の支えあいを基本とした避難支援体制づくりを行います。 |
| | 青い鳥郵便の無償配布 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | | | | 重度の身体障がい者等に青い鳥をデザインをした専用封筒に通常葉書を入れ無料で配布します(郵送)。 1. 配布枚数 1人20枚 2. 受付期間 4月～5月 |
| その他の制度 | 福祉定期預貯金等 | 福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の受給者 | | | | | | | | | | | | | | 受給者証明書(市障害福祉課で発行。申請の際は印鑑をお持ちください。)を福祉定期預貯金を取り扱っている金融機関に提示することにより、一般の定期預貯金金利よりも優遇されている福祉定期預貯金等を利用することができます。・預入限度額 1人300万円まで | |
| | 104電話番号案内の無料取扱(ふれあい案内) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 対象者 (1)視覚障害(1～6級)の方 (2)肢体不自由者(1・2級)の方(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) (3)聴覚障害(2・3・4・6級)の方 (4)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害(3・4級)の方 (5)療育手帳をお持ちの方 (6)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (7)戦傷病者手帳の交付を受けた方(視覚障害:特別項症～第6項症 上肢の障害:特別項症～第2項症) 聴覚障害:第2・第4項症 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害:第1項症・第2項症・第4項症) |
| その他の制度・相談制度等 | 長崎県障害者スポーツ大会 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者の健康増進、より積極的な社会活動への参加を図るため、毎年5月末頃に長崎県障害者スポーツ大会が開催されます。 競技種目:陸上、水泳、卓球(一般卓球・サウンドテーブルテニス)、フライングディスク、ボウリング、アーチェリー、ユニカール | |
| | 相談員制度 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の更生相談に地域の相談員が応じます。 ※相談員制度の詳細内容は15ページに掲載しています。 ※相談員名簿は61ページに掲載しています。 | |
| 相談制度等 | 聴覚言語相談員の設置 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | | | | | | | | 聴覚障害者の各種相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、聴覚言語相談員を設置しています。 | |
| | 長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうし | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援 ○フリースペース(憩いの場)の提供 ○アパート等の入居前後の相談支援 | |
| | 長崎市障害者相談支援事業所つどい | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援 ○フリースペース(憩いの場)の提供 ○アパート等の入居前後の相談支援 | |
| | 長崎市障害者相談支援事業いんくる | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援 | |
| | 長崎市障害者相談支援事業所さち風 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害のある方が、地域で生き生きと安心して生活できるよう、あなたの暮らしをサポートします。 ○日常生活を送る上での困りごとの相談支援 | |

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|--|---|
| ○災害時に避難することが困難な障害のある方で、在宅で生活している方 ○地域の支援者の方々(民生委員・児童委員・自治会長など)への個人情報の提供に同意できる方 | 避難行動要支援者登録同意書 | 障害福祉課 |
| ○重度の身体障がい者(1級又は2級の方) ○重度の知的障がい者(療育手帳「A」又は1度・2度と表記されている方) | ○身体障害者手帳・療育手帳・申込書 | 各郵便局(障害福祉課) |
| ○障害年金、遺族年金等を受給されている方はその証明書金融機関窓口にて提示することにより制度を利用することができます。(該当する年金等の種類については各金融機関におたずねください。) | ○詳しくは、各金融機関におたずねください。 | 各金融機関 |
| ○事前のお申込・登録が必要です。 ○ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。 ○FAXによるお問い合わせの場合は、お客様のお名前と連絡先、FAX番号を用紙に記載して、送信してください。 | ※直接、下記にご相談ください。 フリーダイヤル TEL 0120-104174 FAX 0120-104134 受付 月～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日・年末年始を除く) | NTT西日本ふれあい案内担当 |
| 参加資格:開催年の4月1日現在13歳以上の県内在住者。身体障害者手帳の交付を受けた者。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準じる障害のある者。 | ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○長崎県障害者スポーツ大会個人競技参加申込書 ○印鑑 | 障害福祉課 |
| ○身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びにその家族 | 身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員にご相談ください。 | 障害福祉課 |
| ○聴覚障害者 | 障害福祉課又は長崎市障害福祉センターへおたずねください。 | 障害福祉課 障害福祉センター |
| ○障害者本人や家族など | やまぼうしにおたずねください。 〒852-8134 長崎市大橋町18-7 | 長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし 〔845-2337〕 〔845-2357〕 |
| ○障害者本人や家族など | つどいにおたずねください。 〒850-0991 長崎市末石町162 | 長崎市障害者相談支援事業所つどい (898-5656) |
| ○障害者本人や家族など | いんくるにおたずねください。 〒851-2206 長崎市三京町702-1 | 長崎市障害者相談支援事業いんくる (865-6112) |
| ○障害者本人や家族など | さち風におたずねください。 〒851-0134 長崎市田中町279番地44 | 長崎市障害者相談支援事業所さち風 (801-1122) |

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 | | |
|--|----|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|--------|---|--|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | | | |
| 障害者110番 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者及びその家族から寄せられた様々な相談に、相談員・弁護士等の専門家が応じることで、障害者が地域社会において自立し、安心した生活が送れるように人権を擁護し、福祉の向上を図ります。 (相談内容) ① 障害者が差別や虐待による被害にあった場合やその恐れのある状況におかれている場合の相談 ② 障害者の財産上のトラブル及び財産管理の問題に対する相談 ③ 結婚、家族、親族との人間関係に関する相談 ④ 契約、金融、年金に関する相談 ⑤ 雇用、勤務条件に関する相談 ⑥ 職場、施設での人間関係に関する相談 ⑦ 教育等に関する相談 ⑧ 各種福祉サービスに関する相談 |
| 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (身体障害者更生相談所) | | | | | | | | | | | | | | | | | 身体に障害のある方について、次のような業務を行っています。 ○ 身体障害者手帳の交付・審査(長崎市・佐世保市を除く)、補装具、自立支援医療(更生医療)の判定 ○ 身体障害者の生活・職業等に関する相談 |
| 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (知的障害者更生相談所) | | | | | | | | | | | | | | | | | 知的発達に障害のある方について、次のような業務を行っています。 ○ 療育手帳の交付・判定業務 ○ 知的障害者に関する相談(満18歳以上の方) |
| 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (児童相談所) | | | | | | | | | | | | | | | | | 児童の養育、非行、不登校、発達上の問題等についての相談を受け、専門的な角度から調査判定、援助を行っています。児童の福祉の向上を図るとともに児童の権利を守ることを設置の目的としています。 ○ 児童に関するあらゆる相談 ○ 児童及びその家庭について、必要な調査、判定 ○ 児童及びその保護者に対し必要な指導や児童福祉施設等への入所措置等 ○ 一時保護 ○ 巡回相談、指導 |
| 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (精神保健福祉センター) | | | | | | | | | | | | | | | | | 精神保健福祉や精神障害全般に関して、相談に応じます。 ○ 心の病等の悩みについて ○ アルコール・薬物・ギャンブル等への依存について ○ 精神科医療・福祉の制度や機関に関する情報の提供 ○ 自死遺族の方の相談 ○ 高次脳機能障害に関する相談 ○ ひきこもりに関する相談 |
| 精神科救急情報センター | | | | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | 精神障害を有する方やそのご家族などからの、精神科に関する緊急の医療相談を電話で受け付けています。 |
| 運営適正化委員会 (県福祉サービス苦情解決事業) (社会福祉法) | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談、助言、調査、あつせん、または県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用や提供を支援し、福祉サービス利用者の権利を擁護します。 |
| 成年後見制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | (制度の内容) 認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「ご本人」といいます。)について、ご本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。ご本人の判断能力が不十分となった後、家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめご本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。「法定後見」はご本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」があり、「任意後見」はご本人の判断能力が十分なら任意後見受任者と契約(公証人役場において)を結び判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。 |

障害児者の福祉制度

6

相談制度等

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|--|---|--|
| ○ 身体障害者、知的障害者、精神障害者とその家族(発達障害などについても相談可です。) ○ 相談は無料です。ただし、現地への出張旅費と法律事件として処理することになった場合は、長崎県弁護士会報酬規定に基づき支払いを相談者が支払うことになります。 | ※ 直接、下記にご相談ください。 (相談体制) ○ 電話相談 月～金曜日・随時(ファックスも可) 土・日・祝祭日・ファックス・留守番電話 ・ 知的障害者 TEL846-8730 FAX846-8738 ・ 身体障害者 TEL846-8727 FAX849-4703 ・ 精神障害者 TEL808-5830 (FAX兼用) ○ 面接相談 予約制で電話で予約ができます。 ○ 弁護士による相談 受付整理後対応します。 | 障害者110番 |
| ○ 身体に障害のある方及びその家族、その他関係者 | 詳しくは、下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 更生相談課 身体障害者支援班 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL846-8905 | 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 更生相談課 (846-8905) |
| ○ 知的発達に障害のある方およびその家族からの相談に応じます。(満18歳以上の方) ○ 療育手帳の再交付(紛失や汚損等)や記載事項変更届等各種手続きは市が窓口となります。 | 詳しくは下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (更生相談課 知的障害者支援班) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL844-6250 | 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 更生相談課 (844-6250) |
| ○ これまで左記機関は、児童に関するあらゆる問題について家庭その他からの相談に応じることでとされてきましたが、平成16年12月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、左記機関は専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、市町における児童相談業務の後方支援を行うこととなりました。 | 詳しくは下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(相談支援課) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL844-6166 子育て悩み電話相談 子ども・家庭110番 TEL844-1117 | 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 相談支援課 保護判定課 (844-6166) |
| ○ 面接相談 ※ 月～金 9:00～17:45(祝日、年末年始は除く) ○ 面接相談は予約制になっています。 ※ 手帳の有無に関係なく利用できます。 ○ 精神科医師による診療は有料で予約制です。保険証をご持参ください。 ○ 電話相談 月～金 9:00～17:45(祝日、年末年始は除く) | 詳しくは下記におたずねください。 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター (精神保健福祉課) 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 TEL846-5115 TEL844-5515(高次脳) | 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 (846-5115) |
| 24時間受付をしております。 (電話相談のみ) | 長崎県精神科救急情報センター TEL0957-53-3982 | 長崎県精神科救急情報センター (0957-53-3982) |
| ○ 長崎県内における在宅、入所、通所などの福祉サービスの利用者(本人) ○ 家族・代理人・民生委員・児童委員・事業者の職員等 ○ 相談は無料です。 | 来所・手紙・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。 運営適正化委員会事務局 〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階 専用電話: 842-6410 専用FAX: 842-6740 | 運営適正化委員会 (842-6410) |
| ○ 法定後見の申立てができる人 本人、配偶者、四親等内の親族 (身寄りのない人の場合は市区町村長)など | ※ 詳しくは、下記機関までお問い合わせください。 法定後見については、長崎家庭裁判所 後見係 〒850-0033 長崎市万才町6-25 TEL804-4150 ※ 詳しくは、下記機関までお問い合わせください。 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート長崎支部 (長崎県司法書士会) TEL823-4710 〒850-0874 長崎市魚の町3-33 ※ 任意後見については、長崎公証人合同役場 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル8階 TEL821-3744 | 家庭裁判所 後見係 (804-4150) 成年後見センター・リーガルサポート 長崎支部 (823-4710) 長崎公証人 合同役場 (821-3744) |

障害児者の福祉制度

6

相談制度等

6. 長崎市における障害児者の福祉制度

| 区分 | 制度 | 身体障害者手帳 | | | | | | 療育手帳 | | | | 精神手帳 | | | 給付等の内容 |
|-----------------------|----------------------------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|------|----|---|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | A1 | A2 | B1 | B2 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 相 談 制 度 等 | 成年後見制度 利用支援事業 (市要綱) | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 知的障害者等で、十分な判断能力がなく福祉サービスを受けることができない場合等、本人の保護(財産管理や身上監護)の必要性がある場合、市区町村において、調査及び事前考察を経て、家庭裁判所に法定後見の開始の審判の申立を行うことができます。 |
| | 長崎公共職業安定所 (ハローワーク長崎) | | | | | | | | | | | | | | 職業相談(カウンセリング)、職業紹介、職業訓練校へのあっせん及び、職業訓練受講給付金、雇用保険などの支給を行っています。※障害者専門職業相談員が配置されています。 |
| | 障害者就業・ 生活支援センター ながさき | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 長崎市・西海市・時津町・長与町にお住まいの障害者で、就職を希望している、もしくは在職中の方に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の相談、支援を行います。 |
| | 長崎障害者職業 センター | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害者職業センターは、公共職業安定所等の関係機関との密接な連携の下、地域に密着した職業リハビリテーションサービスを実施する施設として、全国の都道府県に設置されています。 (サービスの内容) ・障害者サービスとして、職業相談、評価、精神障害者総合雇用支援、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業等があります。 ・事業主に対する相談・援助や関係機関に対する助言・援助も行っています。 |
| | 総合相談 | | | | | | | | | | | | | | 日常生活の中で抱える不安や悩みなどをお聞き、解決方法を一緒に考えます。 |
| | 生活困窮相談 | | | | | | | | | | | | | | センターでは「生活が苦しい」、「今後の生活に不安がある」など主に経済的な困りごとを抱えている方を対象に生活の立て直しに向けた支援を行っています。 |
| | 女性相談 | | | | | | | | | | | | | | 様々な困りごとを抱えている女性が、安心して生活できるよう寄り添いながら解決方法を一緒に考えます。 |
| | こころの電話 | | | | | | | | | | | | | | 悩みを聞いてもらいたい人のための専用電話です。気軽に話していただくために、医療保健福祉の専門家ではない専任電話相談員が対応いたします。 |
| | 教育相談 | | | | | | | | | | | | | | 児童・生徒の視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害等のそれぞれについての教育相談を行っています。 |
| | 就学相談 | | | | | | | | | | | | | | 教育上配慮を要する子どもの就学について相談に応じています。 |
| | 市民相談 | | | | | | | | | | | | | | 日常生活のことでお困りの方の相談に応じています。 ○一般相談・いろいろな民事問題 ○市政相談・市政についての相談・要望等 ○専門相談・法律(弁護士)、国税、登記、不動産、マンション管理、住宅リフォーム事前相談 |
| | 犯罪被害者等 支援総合相談 | | | | | | | | | | | | | | 犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の状況に応じて、市役所でできる手続きや各種支援制度をご案内したり、外部の関係機関におつなぎしたりするなどの支援を行っています。 |
| | 交通事故相談 | | | | | | | | | | | | | | 交通事故に係る損害賠償や過失相殺など、交通事故に関する相談に応じています。なお、書類の作成・審査、相手との交渉などは行っていません。 |
| 消費生活相談 | | | | | | | | | | | | | | 契約のトラブル、商品やサービスに対する疑問、悪質商法、多重債務など、消費生活に関する相談に応じています。相談窓口では、できるだけ自分で解決できるようにアドバイスをしたり、必要に応じて事業者とのあっせん(交渉)等を行います。 | |

(注) ●は手帳の等級でほぼ該当 ▲は手帳の等級で一部該当

| 給付の条件等 | 申請手続に必要なもの | 担当課 |
|---|---|---|
| ○上記状況にある方に関係する方の相談によります。 | ※高齢者に関する相談 各総合事務所 地域福祉課(注1) ※知的障害者に関する相談 障害福祉課 TEL829-1141 ※精神障害者に関する相談 障害福祉課 TEL829-1141 | 高齢者すこやか 支援課 障害福祉課 各総合事務所 地域福祉課 |
| ○就職活動をしたい方等 | ※直接、長崎公共職業安定所(ハローワーク長崎)にご相談ください。 〒852-8522 長崎市宝栄町4-25 | 長崎公共職業安定所 (ハローワーク長崎) (862-8674) |
| ○月～土曜日 10:00～19:00 ただし日・祝日及び年末・年始を除く。 | ※直接、障害者就業・生活支援センターながさきにご相談ください。 〒852-8104 長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター3F TEL 865-9790 FAX 865-9795 | 障害者就業・ 生活支援セン ターながさき (865-9790) |
| ○就職や復職を希望される方で ・就職活動に向けての計画を立ててほしい ・就職の準備や復職のためのウォーミングアップ をしたいなど | ※直接、長崎障害者職業センターにご相談ください。 〒852-8104 長崎市茂里町3-26 TEL844-3431 FAX848-1886 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ URL http://www.jeed.go.jp | 障害者職業 センター (844-3431) |
| 相談日 相談時間 相談窓口 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 本所及び支所 (支所:香焼・三和・琴海) | ※詳しくは、長崎市社会福祉協議会までご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 <相談専用> TEL095-828-5016 | 長崎市社会福祉 協議会 (828-1281) |
| 相談日 相談時間 相談窓口 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 本所 | ※詳しくは、長崎市生活支援相談センターまでご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 <相談専用>フリーダイヤル TEL0120-223-384 | |
| 相談日 相談時間 相談窓口 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 本所 | ※詳しくは、長崎市女性相談サポートセンターまでご相談ください。 〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 ※電話相談もご利用できます。 <相談専用> TEL095-828-0161 フリーダイヤル TEL0120-224-416 | |
| ○月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:15 ただし祝日及び年末・年始を除く | <相談専用> TEL095-847-7867 | 長崎こども・女性・ 障害者支援センター 精神保健福祉課 (846-5115) |
| ○月～金曜日 10:00～16:00 ○相談は無料です。 ○電話相談、来所相談等の相談形態がありますので、電話で確認してください。 ○24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)では 年中24時間、電話相談を受け付けています。 | 長崎県教育センター 〒856-0834 大村市玖島1-24-2 TEL0957-53-1130(特別支援教育研修班) FAX0957-52-9242 (24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン))TEL0120-0-78310 | 長崎県教育 センター (0957-53-1130) |
| ○月～金曜日 9:00～17:00 来所相談は電話で予約が必要です。電話相談もご利用できます。 ○相談は無料です。 | ※直接、長崎市教育研究所にご相談ください。 〒850-0874 長崎市魚の町5-1 TEL 825-2932 FAX 823-6368 | 長崎市教育 研究所 (825-2932) |
| ○障害のある子ども・保護者の方等 | ※詳しくは、長崎市教育研究所にご相談ください。 〒850-0874 長崎市魚の町5-1 TEL 825-2932 FAX 823-6368 | 長崎市教育 研究所 (825-2932) |
| ○相談は無料です。 ○相談日については相談内容により異なります ので電話で確認してください。 | ※詳しくは、自治振興課市民相談窓口までおたずねください。 <相談専用> TEL829-1231 | 自治振興課 (829-1231) |
| ○月～金曜日 8:45～17:30 ただし祝日及び年末・年始を除く | ※詳しくは、自治振興課までおたずねください。 | 自治振興課 (829-1211) |
| ○月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ただし祝日及び年末・年始を除く | ※詳しくは、交通事故相談所(自治振興課市民相談窓口) までおたずねください。 | 自治振興課 (829-1231) |
| ○相談日 火～日曜日 午前10時～午後5時 ○休業日 毎週月曜日(月曜が祝日の場合は直後の休日でない日)、年末年始 ○相談は無料です。 | ※直接、消費者センター消費生活相談担当へご相談ください。 〒850-0877 長崎市築町3-18メルカつきまち4階 <相談専用> TEL829-1234 | 消費 者 セン ター (829-1234) |

(注1) 各総合事務所地域福祉課
・中央総合事務所地域福祉課(829-1429) ・東総合事務所地域福祉課(813-9001)
・南総合事務所地域福祉課(892-1113) ・北総合事務所地域福祉課(814-3400)

7. 主な関係機関

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|------------------------|--|
| 長崎市福祉部障害福祉課 | 〒 850-8685 長崎市魚の町4-1 | 電話 095(829)1141 FAX 095(823)7571 テレビ電話 39-6606-227 |
| 長崎市障害者虐待防止センター(障害福祉課内) [8:45~17:30] 障害福祉課(直通)095-829-1141 FAX095-823-7571 または、障害者虐待防止センター(直通)095-829-1800 [休日・祝日・夜間・時間外]市役所代表095-822-8888 または、障害者虐待防止センター(直通)095-829-1800 | | 電話 095(829)1800 FAX 095(823)9571 |
| 長崎県福祉保健部障害福祉課 | 〒 850-8570 長崎市尾上町3-1 | 095(824)1111 |
| 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター | | |
| 相談支援課(児童相談所) | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(844)6166 |
| 更生相談課(身体障害者更生相談所) | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(846)8905 |
| 更生相談課(知的障害者更生相談所) | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(844)6250 |
| 精神保健福祉課(精神保健福祉センター) | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(846)5115 |
| 長崎県発達障害者支援センター しおさい | 〒 854-0071 諫早市永昌東町24-3 | 0957(22)1802 |
| 長崎障害者職業センター | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-26 | 095(844)3431 |
| 長崎市障害福祉センター (もりまちハートセンター) | 〒 852-8104 長崎市茂里町2-41 | 電話 095(842)2525 FAX 095(842)2568 |

| | | |
|---------------------|------------------------|--------------|
| 長崎市社会福祉協議会 | 〒 850-0056 長崎市恵美須町4-5 | 095(828)1281 |
| 長崎県社会福祉協議会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 | 095(846)8600 |
| 長崎県運営適正化委員会 | 〒 852-8555 長崎市茂里町3-24 | 095(842)6410 |
| 長崎県税務署 | 〒 850-8678 長崎市松が横町6-2 | 095(822)4231 |
| 長崎振興局税務部 | 〒 850-0033 長崎市万才町3-17 | 095(822)3101 |
| 長崎運輸支局 | 〒 851-0103 長崎市中里町1368 | 095(839)4747 |
| 八口一ワーク長崎 | 〒 852-8522 長崎市宝栄町4-25 | 095(862)8609 |
| 長崎県教育庁特別支援教育課 | 〒 850-0058 長崎市尾上町3-1 | 095(894)3402 |
| 長崎県教育センター | 〒 856-0834 大村市玖島1-24-2 | 0957(53)1131 |
| 高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部 | 〒 854-0062 諫早市小船越町1113 | 0957(35)4721 |
| 長崎県視覚障害者情報センター | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(846)9021 |
| 長崎県聴覚障害者情報センター | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(847)2681 |

| 福祉事務所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|-----------------------------------|--------------|
| 長崎市福祉事務所 | 〒 850-8685 長崎市魚の町4-1 | 095(822)8888 |
| 佐世保市福祉事務所 | 〒 857-8585 佐世保市八幡町1-10 | 0956(24)1111 |
| 島原市福祉事務所 | 〒 855-8555 島原市上の町537 | 0957(63)1111 |
| 諫早市福祉事務所 | 〒 854-8601 諫早市東小路町7-1 | 0957(22)1500 |
| 大村市福祉事務所 | 〒 856-8686 大村市玖島1-25 | 0957(53)4111 |
| 平戸市福祉事務所 | 〒 859-5192 平戸市岩の上町1508-3 | 0950(22)4111 |
| 松浦市福祉事務所 | 〒 859-4598 松浦市志佐町里免365 | 0956(72)1111 |
| 対馬市福祉事務所 | 〒 817-1292 対馬市豊玉町仁位380 | 0920(58)2294 |
| 壱岐市福祉事務所 | 〒 811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562 | 0920(48)1111 |
| 五島市福祉事務所 | 〒 853-8501 五島市福江町1-1 | 0959(72)6111 |
| 西海市福祉事務所 | 〒 857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2278-1 | 0959(37)0069 |
| 雲仙市福祉事務所 | 〒 854-0492 雲仙市千々石町戊582 | 0957(36)2500 |
| 南島原市福祉事務所 | 〒 859-2412 南島原市南有馬町乙1023 | 0957(73)6651 |
| 西彼福祉事務所 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 | 095(846)8955 |
| 東彼・北松福祉事務所 | 〒 857-0043 佐世保市天満町1-27県北振興局天満庁舎5F | 0956(22)3211 |
| 上五島福祉事務所 | 〒 857-4511 南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1 | 0959(54)2131 |

| 保健所等 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|--------------------------------|--------------|
| 長崎市保健所 | 〒 850-8685 長崎市魚の町4-1 | 095(822)8888 |
| 西彼保健所 | 〒 852-8061 長崎市滑石1丁目9-5 | 095(856)0691 |
| 県央保健所 | 〒 854-0081 諫早市栄田町26-49 | 0957(26)3304 |
| 県南保健所 | 〒 855-0043 島原市新田町347-9 | 0957(62)3287 |
| 県北保健所 | 〒 859-4807 平戸市田平町里免1126-1 | 0950(57)3933 |
| 五島保健所 | 〒 853-0007 五島市福江町7-2 | 0959(72)3125 |
| 上五島保健所 | 〒 857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17 | 0959(42)1121 |
| 壱岐保健所 | 〒 811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-5 | 0920(47)0260 |
| 対馬保健所 | 〒 817-0011 対馬市厳原町宮谷224 | 0920(52)0166 |
| 佐世保市保健所 | 〒 857-0042 佐世保市高砂町5-1 | 0956(24)1111 |

| 福祉団体等 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|------------------------------------|--------------|
| (一社)長崎県身体障害者福祉協会連合会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 | 095(846)8727 |
| (一社)長崎県視覚障害者協会 | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(846)9021 |
| (一社)長崎県ろうあ協会 | 〒 852-8114 長崎市橋口町10-22 | 095(847)2681 |
| (一社)長崎県手をつなぐ育成会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 | 095(846)8730 |
| (一社)長崎県知的障がい者福祉協会 | 〒 852-8555 長崎市茂里町3-24 | 095(842)7007 |
| 長崎県音声機能喪失者の会長友会 | 〒 852-8501 長崎市坂本1-7-1 長崎大学病院11階東棟内 | 095(819)7391 |
| 長崎県腎臓病患者連絡協議会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 | 095(849)4600 |
| NPO法人 長崎県難病連絡協議会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 | 095(846)8620 |
| NPO法人 長崎県難聴者・中途失聴者協会 | 〒 852-8046 長崎市柳谷町4-8 野村寛方 | 095(843)7730 |
| 長崎県精神障害者団体連合会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内 | 095(808)5830 |
| 長崎県精神障害者家族連合会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内 | 095(842)5350 |
| 長崎市身体障害者団体連合会 | 〒 852-8104 長崎市茂里町2-41長崎市障害福祉センター内 | 095(848)6192 |
| (福)長崎市手をつなぐ育成会 | 〒 852-8134 長崎市大橋町19番19号 | 095(845)5668 |

8. 一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会

Nagasaki City Corporative Joint Association for Handicapped People

会 長:松村 正信
副 会 長:吉岡 賢一・坂本 和秀・坂口 義久・谷 美絵・前田 正雄・河野 知房
監 事:松本 義治・武村 智恵

※問い合わせ
〒852-8104 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター内 TEL:095-847-0680
Email:shin2ren@topaz.ocn.ne.jp FAX:095-801-5002
http://shinshin-rengou-nagasaki.or.jp/

| 団体名 | 代表者名 | 〒 | 住 所 | 電 話 |
|---------------------------|-------|----------|--------------------------------------|---------------------|
| 長崎市身体障害者福祉協会 | 吉岡 賢一 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 843-3921 |
| 長崎市視覚障害者協会 | 坂本 和秀 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 845-9540 |
| 一般社団法人 長崎県ろうあ協会長崎支部 | 池原 清 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | FAXのみ 849-5322 |
| 社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 | 谷 美絵 | 852-8123 | 長崎市大橋町19番19号 | 845-5668 |
| 長崎県自閉症協会 | 金城 靖彦 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 849-6322 |
| 長崎市リハビリ友の会 | 原田 守男 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 862-4184 |
| NPO 法人 長崎のぞみ会 | 河野 知房 | 852-8134 | 長崎市大橋町3-2 | 807-4269 |
| 染色体障害児・者を支える会(ハンビの会) | 近藤 達郎 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 090- 6427-0964 |
| 公益社団法人 認知症の人と家族の会(あじさい会) | 川崎 弘子 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 845-2180 |
| 公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)長崎県支部 | 下村 洋 | 852-8104 | 長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター | 080- 8553-0233 |
| 障害児・者訓練らっこの会 | 松村 正信 | 851-1132 | 長崎市小江原4丁目20-2 | 849-1846 |
| 長崎市精神障害者回復者倶楽部(長崎バツテン倶楽部) | 川崎 紳一 | 850-0811 | 長崎市矢の平2丁目2-9 | 826-5797 |
| 長崎市腎友会 | 前田 正雄 | 852-8104 | 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター | 849-4600 |
| 社会福祉法人 遊歩の会 | 橋口 幸恵 | 851-0101 | 長崎市古賀町949番地 | 838-6727 |
| 特定非営利活動法人 すみよし | 立石博太郎 | 852-8046 | 長崎市柳谷町6-3 | 848-7641 |
| 長崎県音声機能喪失者の会長友会 | 井上 靖久 | 852-8131 | 長崎市文教町11-1-202 | 847-5199 (FAX兼用) |
| 長崎県難聴者・中途失聴者協会長崎支部 | 野村 寛 | 852-8046 | 長崎市柳谷町4-8 | FAXのみ 845-5565 |
| 長崎シャチ(幸)の会 | 長谷川 孝 | 850-0854 | 長崎市銀屋町4番11号 (一社)是真會長崎リハビリテーション病院内 | 818-2002 |

※上記の障害者団体は、18のそれぞれの障害に応じた団体です。各団体は、いろいろな活動や事業を行っています。
お困り事の相談等は各団体へ電話または、FAXでお願いします。是非一緒に活動してみませんか。

9. 障害者のための相談員

※相談員とは、身体、知的及び精神障害者の各種相談に応じ、必要な指導、助言を行う人たちのことです。
※相談員については、変更になることがあります。

| | 氏 名 | 住 所 | 電話番号 |
|----------|---------|-------------|-------------------------------|
| 身体障害者相談員 | 石 熊 征 勝 | 長崎市城栄町 | 090-5289-0659 |
| | 松 本 義 治 | 長崎市葉山2丁目 | 095-856-0723 |
| | 吉 村 きよみ | 長崎市稲佐町 | 090-9791-8174 |
| | 瑞 泉 亮 子 | 長崎市晴海台町 | 095-892-1212 |
| | 桜 井 蓉 子 | 長崎市琴海形上町 | 095-886-3090 |
| | 吉 岡 賢 一 | 長崎市小峰町 | 095-844-1727 |
| | 野 田 恵 子 | 長崎市浜口町 | 090-5935-5017 |
| | 宮 田 一 範 | 長崎市錦2丁目 | 090-7471-4902 |
| | 南 哲 雄 | 長崎市赤迫2丁目 | 095-844-7842 |
| | 宇 原 弘 | 長崎市戸町4丁目 | 095-879-5345 |
| | 十文字 一 利 | 長崎市城山町 | 095-862-9171 |
| | 富 永 亘 | 長崎市高尾町 | 090-2392-6416 |
| | 坂 本 和 秀 | 長崎市弥生町 | 095-820-4354 |
| | 笹 野 清 | 長崎市神浦下大中尾町 | 0959-24-0381 (FAX) |
| | 坂 口 奈津美 | 長崎市大浦町 | 095-820-3681 (FAX) |
| 知的障害者相談員 | 木 村 正 勝 | 長崎市滑石1丁目 | 095-856-2934 (FAX) |
| | 井 上 靖 久 | 長崎市文教町 | 090-2503-6575 |
| | 森 田 直 美 | 長崎市赤迫1丁目 | 095-848-3398 |
| | 吉 井 裕 子 | 長崎市大橋町 | 095-848-0619 |
| 精神障害者相談員 | 長 島 志津代 | 長崎市緑が丘町 | 095-846-4235 |
| | 上 田 小夜香 | 長崎市つつじが丘5丁目 | 095-838-4460 |
| | 河 野 知 房 | 長崎市大橋町 | 095-807-4269 080-5278-7612 |
| | 前 田 龍之介 | 長崎市大橋町 | 095-807-4269 |



(令和4年4月現在)

10. 施設等の種類

(1) 地域活動支援センター

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|--------------|---|
| 地域活動支援センターⅠ型 | 障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。同センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。 |
| 地域活動支援センターⅡ型 | |
| 地域活動支援センターⅢ型 | |



障害者総合支援法における全国の指定施設及び事業者等の情報については、独立行政法人福祉医療機構のホームページに掲載されています。

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

11. 発達障害について

こどもが成長するにつれ、体格や身長といった外見の変化があります。しかし、運動神経の変化は見た目ではわかりません。内面、精神的な部分も同じです。これらに変化して成長していくことを「発達」と言います。こどもが、年齢相応の行動ができるかどうかで「発達が早い」とか「発達が遅い」などと見分けていませんか。「発達」は一定の順序で起こりますが、現れる時期には個人差があります。また、成長していくと、こどもは個性を持ち始めます。『元気がよくて動き回る子ども』と『始終動き回って落ち着きがない子ども』の違いは何でしょう。

『好奇心旺盛な子ども』と『次から次へと興味が移る子ども』の違いは何でしょう。子どもたちが、過ごしやすい環境で、伸び伸びと育っていくために、まずは『発達障害』を知ることから始めてみましょう。

『発達障害』を知ることから始めてみませんか?

それぞれの発達障害の特性

自閉スペクトラム症 (ASD)

- 言葉の発達が遅れる。オウム返しが多い。
- 会話が一方的で自分の興味関心事だけ話す。
- コミュニケーションをとることが苦手。
- 相手の気持ちを読むことが苦手。
- こだわった行動が多い。
- 感覚過敏がある。

注意欠如多動症 (ADHD)

- 注意・集中することが難しい
- しきりに手足などを動かしたり、すぐに席を立ったりする。
- じっとしてられない。また思いついたら衝動的に行動に移す
- ぼんやりしている。(話を聞いているようで聞いていない)
- 友達とのトラブルが多い。

知的な遅れを伴うことがあります

限局性学習症 (LD)

- 知的な遅れがないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定分野の学習が極端に苦手。
- 読むのが遅い、読み間違いが多い、たどたどしい読み方をする。
- 行を飛ばしたり、言葉を省略したりして読む。
- 文字を書くと、鏡文字になる。
- 繰り上がりや繰り下がりのある計算が苦手。

※相談等は、次のページをご覧ください。

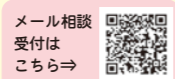
どのような「支援」があるの？

発達障害者支援法に基づき、長崎市を始めた関係機関において、様々な取組みが進められています。

- 相談支援** お問合せ・相談は ①～⑨ と ⑪～⑭ のいずれかへ
お子さんの発達から子育てに関するご相談まで、関係機関でのご相談に応じています。
- 1歳6か月、3歳児健診での早期の気づき** お問合せ・相談は ③ へ
健診等でことばの遅れ、多動、自閉傾向等が見られた幼児とその保護者や、育児不安を抱える保護者とその子どもを対象にサポートを行っています。
- 診断・治療** お問合せ・相談は ① ③ ⑩ へ
専門医による診断や治療を行っています。
- 療育** お問合せ・相談は ① ⑤ ⑧ へ
個別・集団による訓練やペアレントトレーニング*を行っています。
*保護者が子どもの特徴を理解し、子どもに適切な対応を取ることで、よい行動を増やし、困った行動を減らして、よりよい親子関係を築くことを目的に実施するもの。
- 児童発達支援センター(中核施設)** お問合せ・相談は ⑤ へ
地域における障害支援の中核施設において、発達障害に関するサービス提供や相談に応じています。
- 特別支援教育の実施** お問合せ・相談は ④ へ
子どもに合った教育方法で、子どもの力を伸ばします。生活や学習の場での苦手分野を改善するために適切な指導や支援を行っています。
- 巡回相談** お問合せ・相談は ① へ
保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校を対象に、巡回相談を行っています。
- 「連絡表」による連携** お問合せ・相談は ④ へ
保育所、幼稚園、認定こども園での児童の様子を「連絡表」に記し、入学する小学校へ引き継いでいます。
- 勉強会・交流** お問合せ・相談は ⑥ ⑪ ⑫ ⑭ へ
地域での勉強会や研修会が開催されています。

うちの子ちょっと気になるな まずは身近な人や、下記へ相談してみませんか？

- 発達障害児に関する相談・支援・診断・治療・療育**
長崎市障害福祉センター(もりまちハートセンター)
TEL 095(842)2525 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 子育てに関する相談**
長崎市子育てサポート課(相談専用)
TEL 095(822)3725 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 乳幼児の健康・健診などに関する相談**
 - 長崎市中央総合事務所 地域福祉課 TEL 095(829)1429
 - 長崎市南総合事務所 地域福祉課 TEL 095(892)1113
 - 長崎市東総合事務所 地域福祉課 TEL 095(813)9001
 - 長崎市北総合事務所 地域福祉課 TEL 095(814)3400
 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 障害児に関する就学相談・教育相談**
長崎市教育委員会教育研究所
TEL 095(825)2932 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
- 発達障害児に関する児童発達支援センター(中核施設)**
 - さくらんぼ園 TEL 095(842)2525 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30
 - ながさきゆうゆう牧場 ホーシーセンター TEL 095(892)3373 ※月～土曜日(祝日・年末年始を除く)の10:00～16:00
 - 児童発達支援センターげんき TEL 095(878)9876 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00
 - 児童発達支援センターボランのひろば TEL 095(839)5400 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:30 第1・第3土曜日(祝日・年末年始を除く)の8:00～17:00
- 未就学児童の親の交流・相談**
長崎インクルージョン子育て支援センター「にこっと」
TEL 095(842)0116 ※ご来館前に電話でお問い合わせ下さい。
- 発達障害児(者)に関する相談等**
長崎県発達障害者支援センター しおさい
TEL 0957(22)1802 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00
- 発達障害児に関する相談・支援・診断・治療・療育**
長崎県立こども医療福祉センター小児科
TEL 0957(22)1300 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00
- こどもに関する相談**
長崎こども・女性・障害者支援センター こども・女性支援部相談支援課
TEL 095(844)6166 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:45
- こども心療科外来・発達外来等**
独立行政法人 国立病院機構長崎病院
TEL 095(823)2261 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:00
- 発達障害児者の親の交流・相談・勉強**
長崎発達支援親の会 のこのこ <https://n-nokonoko.org/>
TEL 090(3542)4405(相談窓口担当:中村)
- 自閉スペクトラム症について(問い合わせ・勉強会・相談会)**
長崎県自閉症協会 <https://www.autism-nagasaki.com>
TEL 095-849-6322 ※火曜・金曜の10時～16時
- 発達相談に関する相談など**
ペアレントメンター長崎 <https://parentmentor-n.net/>
TEL 095-895-5229
- 診断がなくてもOKの座談会形式相談会(保護者、学校関係者向け)**
NPO法人 発達障がいお悩み預かり所 かぎしっぽ <https://kagishippo.page>
メール hattatsu.kagishippo@gmail.com(代表:高以良) ※第3土曜の13:00～17:00



メール相談受付はこちら



発達障害について

11



営業時間
10:00～19:00
(日曜・祝日は10:00～18:00)
長崎市万屋町5番4号 TM FIELD 1F
TEL 095-832-8800
FAX 095-832-8801
E-mail: haatoya@carol.ocn.ne.jp
<http://n-challenged.jp/> (スマホ対応)



はあと屋とは？

障害者への理解を図るとともに、売り上げの向上や施設を利用する障害者の工賃水準の引き上げを目標とし設置しています。
障害のある方々が福祉施設で作った製品を持ち寄って販売しています。
パンやお菓子・手工芸品などの心のこもった製品ばかりです。ぜひお求めください。
令和3年7月1日より、オンラインストアをオープンしました! で検索。



ここをたくさんこめました。



施設等の種類

11

ココ

LINE@
@aqj6495t
商品の最新情報やイベント情報などLINEでお届けします!

12. 身体障害者程度等級表

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害 | 肢 体 不 | | |
|----|--|--|---------------|-------------------------|---|---|--|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 | 体幹 |
| 1級 | 視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの | | | | 1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの | 1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 体幹の機能障害により座ることができないもの |
| 2級 | 1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2指標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう) | | | 1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.1上肢の機能を全廃したもの | 1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの |
| 3級 | 1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの) | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失 | 1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.1上肢の機能の著しい障害 4.1上肢のすべての指を欠くもの 5.1上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1.両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2.1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.1下肢の機能を全廃したもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの |
| 4級 | 1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの | 1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害 | 1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の四指の機能の著しい障害 | 1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.1下肢の機能の著しい障害 5.1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの | |

身体障害者程度等級表

※太線の上位等級は1種(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

| 自 由 | 心臓、じん臓、肝臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 | | | | | | | | |
|---|--|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|-----------------------------------|--|----------------------------------|--------|
| | 上肢機能 | 移動機能 | 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | | | | | | | | | |
| 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの | じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの | 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの | |
| 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの | | | | | | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの | |
| 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く。 | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く。 | |
| 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | |

身体障害者程度等級表

12. 身体障害者程度等級表

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害 | 肢 体 不 | | |
|----|---|--|------------|----------------------|--|---|-------------|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 | 体幹 |
| 5級 | 1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | | 平衡機能の著しい障害 | | 1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3. 1上肢のおや指を欠くもの 4. 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害 | 1. 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 |
| 6級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | 1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で会話を理解し得ないもの) 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの | | | 1. 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの | 1. 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 1下肢の足関節の機能の著しい障害 | |
| 7級 | | | | | 1. 1上肢の機能の軽度の障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5. 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | 1. 両下肢のすべての指の著しい障害 2. 1下肢の機能の軽度の障害 3. 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4. 1下肢のすべての指を欠くもの 5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの | |

- 備考
1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する
 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より
 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠く
 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むも
 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高
 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

| 自 由 | | 心臓、じん臓、肝臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|--|---------|---------|---------------|--------|---------------------|--------|
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | | 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 |
| 上肢機能 | 移動機能 | | | | | | | |
| 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの | | | | | | | |
| 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの | | | | | | | |
| 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの | | | | | | | |

- 障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。
- り上の級とすることができる。
ものをいう。
のとする。
さより計測したもの)をもって計測したものをいう。

13. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、

- (1)精神疾患の存在の確認
- (2)精神疾患(機能障害)の状態の確認
- (3)能力障害の状態の確認
- (4)精神障害の程度の総合判定

という順で行われる。精神障害の判定基準は、「精神疾患(機能障害)の状態」及び「能力障害の状態」により構成しており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定することになる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示します。

| 障害等級 | 障害の状態 | |
|---|---|--|
| | 精神疾患(機能障害)の状態 | 能力障害の状態 |
| 1 級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | 1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2. そううつ病に[気分(感情)障害]によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度のもの。 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。 | 1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7. 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。(上記1～8のうちいくつかに該当するもの) |

| 障害等級 | 障害の状態 | |
|---|---|---|
| | 精神疾患(機能障害)の状態 | 能力障害の状態 |
| 2 級 精神障害であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの | 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2. そううつ病に[気分(感情)障害]によるものにあつては気分意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。 | 1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6. 身の安全保持や、危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7. 社会的手続きや、一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。(上記1～8のうちいくつかに該当するもの) |
| 3 級 | 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 ※次頁に続く | 1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 ※次頁に続く |

13. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

| 障害等級 | 障害の状態 | |
|------|--|--|
| | 精神疾患(機能障害)の状態 | 能力障害の状態 |
| 3 級 | 2. そううつ病[気分(感情)障害]によるものにあつては気分意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4. てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。 | 3. 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4. 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6. 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7. 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの) |

精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等(対象疾患)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

| | | | | | |
|----|------------------------------|-----|----------------------|-----|---------------------------|
| 1 | アイカルディ症候群 | 62 | 関節リウマチ | 123 | ゴナドトロピン分泌亢進症 |
| 2 | アイザックス症候群 | 63 | 完全大血管転位症 | 124 | 5p欠失症候群 |
| 3 | IgA腎症 | 64 | 眼皮皮膚白皮症 | 125 | コフィン・シリウス症候群 |
| 4 | IgG4関連疾患 | 65 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 126 | コフィン・ローリー症候群 |
| 5 | 亜急性硬化性全脳炎 | 66 | ギャロウェイ・モフト症候群 | 127 | 混合性結合組織病 |
| 6 | アジソン病 | 67 | 急性壊死性脳症 ○ | 128 | 鰓耳腎症候群 |
| 7 | アジソン病 | 68 | 急性網膜壊死 ○ | 129 | 再生不良性貧血 |
| 8 | アトピー性脊髄炎 | 69 | 球脊髄性筋萎縮症 | 130 | サイメガロウイルス角膜炎 ○ |
| 9 | アペール症候群 | 70 | 急速進行性糸球体腎炎 | 131 | 再発性多発軟骨炎 |
| 10 | アミロイドーシス | 71 | 強直性脊椎炎 | 132 | 左心低形成症候群 |
| 11 | アラジール症候群 | 72 | 巨細胞性動脈炎 | 133 | サルコイドーシス |
| 12 | アルポート症候群 | 73 | 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) | 134 | 三尖弁閉鎖症 |
| 13 | アレキサンダー病 | 74 | 巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) | 135 | 三頭素欠損症 |
| 14 | アンジェルマン症候群 | 75 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 | 136 | CFC症候群 |
| 15 | アントレー・ピクスラー症候群 | 76 | 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) | 137 | シェーグレン症候群 |
| 16 | イノ吉草酸血症 | 77 | 筋萎縮性側索硬化症 | 138 | 色素性乾皮症 |
| 17 | 一次性ネフローゼ症候群 | 78 | 筋型糖原病 | 139 | 自己貪食空胞性ミオパチー |
| 18 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 79 | 筋ジストロフィー | 140 | 自己免疫性肝炎 |
| 19 | 1p36欠失症候群 | 80 | クッシング病 | 141 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 |
| 20 | 遺伝性自己炎症疾患 | 81 | クリオピリン関連周期熱症候群 | 142 | 自己免疫性溶血性貧血 |
| 21 | 遺伝性ジストニア | 82 | クッパル・レノー・ウェーバー症候群 | 143 | 四肢形成不全 ○ |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺 | 83 | クルーゾン症候群 | 144 | シトステロール血症 |
| 23 | 遺伝性膀胱炎 | 84 | グルコーストランスporter-1欠損症 | 145 | シリン欠損症 |
| 24 | 遺伝性鉄球性貧血 | 85 | グルタル酸血症1型 | 146 | 紫斑病性腎炎 |
| 25 | ウィーバー症候群 | 86 | グルタル酸血症2型 | 147 | 脂肪萎縮症 |
| 26 | ウィリアムズ症候群 | 87 | クロー・深瀬症候群 | 148 | 若年性特発性関節炎 |
| 27 | ウィルソン病 | 88 | クローン病 | 149 | 若年性肺気腫 |
| 28 | ウエスト症候群 | 89 | クローンカイト・カナダ症候群 | 150 | シャルコー・マリー・トゥース病 |
| 29 | ウェルナー症候群 | 90 | 痙攣重症型(二相性)急性脳症 | 151 | 重症筋無力症 |
| 30 | ウォルフラム症候群 | 91 | 結節性硬化症 | 152 | 修正大血管転位症 |
| 31 | ウルリッヒ病 | 92 | 結節性多発動脈炎 | 153 | ジューベール症候群関連疾患 |
| 32 | HTLV-1関連脊髄症 | 93 | 血栓性血小板減少性紫斑病 | 154 | シュワルツ・ヤンベル症候群 |
| 33 | ATR-X症候群 | 94 | 限局性皮質異形成 | 155 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 |
| 34 | ADH分泌異常症 | 95 | 原発性局所多汗症 ○ | 156 | 神経細胞移動異常症 |
| 35 | エーラス・ダンロス症候群 | 96 | 原発性硬化性胆管炎 | 157 | 神経軸索スフィンゴ形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 |
| 36 | エプスタイン症候群 | 97 | 原発性高脂血症 | 158 | 神経線維腫症 |
| 37 | エプスタイン病 | 98 | 原発性側索硬化症 | 159 | 神経フェリチン症 |
| 38 | エマヌエル症候群 | 99 | 原発性胆汁性胆管炎 | 160 | 神経有棘赤血球症 |
| 39 | 遠位型ミオパチー | 100 | 原発性免疫不全症候群 | 161 | 進行性核上性麻痺 |
| 40 | 円錐角膜 ○ | 101 | 顕微鏡の大腸炎 ○ | 162 | 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 |
| 41 | 黄色靭帯骨化症 | 102 | 顕微鏡的多発血管炎 | 163 | 進行性骨化性線維異形成症 |
| 42 | 黄斑ジストロフィー | 103 | 高IgD症候群 | 164 | 進行性多巣性白質脳症 |
| 43 | 大田原症候群 | 104 | 好酸球性消化管疾患 | 165 | 進行性白質脳症 |
| 44 | オクニピタル・ホーン症候群 | 105 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | 166 | 進行性ミオクローヌスでんかん |
| 45 | オスラー病 | 106 | 好酸球性副鼻腔炎 | 167 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 |
| 46 | カーニー複合 | 107 | 抗糸球体基底膜腎炎 | 168 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 |
| 47 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 108 | 後縦靭帯骨化症 | 169 | スタージ・ウェーバー症候群 |
| 48 | 潰瘍性大腸炎 | 109 | 甲状腺ホルモン不応症 | 170 | スティーヴンス・ジョンソン症候群 |
| 49 | 下垂体前葉機能低下症 | 110 | 拘束型心筋症 | 171 | スミス・マガニス症候群 |
| 50 | 家族性地中海熱 | 111 | 高チロシン血症1型 | 172 | スモン ○ |
| 51 | 家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) | 112 | 高チロシン血症2型 | 173 | 脆弱X症候群 |
| 52 | 家族性良性慢性天疱瘡 | 113 | 高チロシン血症3型 | 174 | 脆弱X症候群関連疾患 |
| 53 | カナバン病 | 114 | 後天性赤芽球癆 | 175 | 成人スチル病 |
| 54 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 | 115 | 広範脊柱管狭窄症 | 176 | 成長ホルモン分泌亢進症 |
| 55 | 歌舞伎症候群 | 116 | 膠様滴状角膜ジストロフィー | 177 | 脊髄空洞症 |
| 56 | ガラクトース1-リン酸ウリドシルトランスフェラーゼ欠損症 | 117 | 抗リン脂質抗体症候群 | 178 | 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) |
| 57 | カルシウム回路異常症 | 118 | クケイン症候群 | 179 | 脊髄髄膜瘤 |
| 58 | 加齢黄斑変性 ○ | 119 | コステロ症候群 | 180 | 脊髄性筋萎縮症 |
| 59 | 肝型糖原病 | 120 | 骨形成不全症 | 181 | セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症 |
| 60 | 間質性膀胱炎(ハンナ型) | 121 | 骨髄異形成症候群 ○ | 182 | 前眼部形成異常 |
| 61 | 環状20番染色体症候群 | 122 | 骨髄線維症 ○ | 183 | 全身性エリテマトーデス |

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成27年1月以降、「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレー症候群」「グルココルチコイド拮抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性QT延長症候群」「TSH受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成27年7月以降、「正常圧水頭症」については令和元年7月以降、対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

障害福祉サービス等の対象となる難病等(対象疾患)

14. 障害福祉サービス等の対象となる難病等(対象疾患) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

| | | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|---------------------------|-----|----------------------------|
| 184 | 全身性強皮症 | 245 | 特発性多中心性キャッスルマン病 | 306 | プロピオン酸血症 |
| 185 | 先天異常症候群 | 246 | 特発性門脈圧亢進症 | 307 | PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症) |
| 186 | 先天性横隔膜ヘルニア | 247 | 特発性両側性感音難聴 | 308 | 閉塞性細気管支炎 |
| 187 | 先天性核上性球麻痺 | 248 | 突発性難聴 ○ | 309 | β-グロチオラーゼ欠損症 |
| 188 | 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 | 249 | ドラベ症候群 | 310 | ペーチェット病 |
| 189 | 先天性魚鱗癬 | 250 | 中條・西村症候群 | 311 | バスレムミオパチー |
| 190 | 先天性筋無力症候群 | 251 | 那須・ハコラ病 | 312 | ヘパリン起因性血小板減少症 ○ |
| 191 | 先天性グリコシルホスファチジルイノースール(GPI)欠損症 | 252 | 軟骨無形成症 | 313 | ヘモクロマトーシス ○ |
| 192 | 先天性三尖弁狭窄症 | 253 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 | 314 | ペリー症候群 |
| 193 | 先天性腎性尿崩症 | 254 | 22q11.2欠失症候群 | 315 | ペルーシド角膜辺縁変性症 ○ |
| 194 | 先天性赤血球形成異常性貧血 | 255 | 乳幼児肝巨大血管腫 | 316 | ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く) |
| 195 | 先天性僧帽弁狭窄症 | 256 | 尿素サイクル異常症 | 317 | 片側巨脳症 |
| 196 | 先天性大脳白質形成不全症 | 257 | ヌーナン症候群 | 318 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 |
| 197 | 先天性肺静脈狭窄症 | 258 | ネムリン症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連症 | 319 | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 |
| 198 | 先天性風疹症候群 ○ | 259 | ネフロン癆 | 320 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 |
| 199 | 先天性副腎低形成症 | 260 | 脳クリアチン欠乏症候群 | 321 | ホモシスチン尿症 |
| 200 | 先天性副腎皮質酵素欠損症 | 261 | 脳腱黄色腫症 | 322 | ポルフィリン症 |
| 201 | 先天性ミオパチー | 262 | 脳表ヘモジデリン沈着症 | 323 | マリネスコ・シェーグレン症候群 |
| 202 | 先天性無痛無汗症 | 263 | 膿疱性乾癬 | 324 | マルファン症候群 |
| 203 | 先天性葉酸吸収不全 | 264 | 嚢胞性線維症 | 325 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー |
| 204 | 前頭側頭葉変性症 | 265 | パーキンソン病 | 326 | 慢性血栓性肺高血圧症 |
| 205 | 早期ミオクロニー脳症 | 266 | パージャー病 | 327 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| 206 | 総動脈幹遺残症 | 267 | 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 | 328 | 慢性膝炎 ○ |
| 207 | 総排泄腔遺残 | 268 | 肺動脈性肺高血圧症 | 329 | 慢性特発性偽性腸閉塞症 |
| 208 | 総排泄腔外反症 | 269 | 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) | 330 | ミオクロニー欠伸てんかん |
| 209 | ソトス症候群 | 270 | 肺胞低換気症候群 | 331 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん |
| 210 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血 | 271 | ハッチンソン・ギルフォード症候群 | 332 | ミトコンドリア病 |
| 211 | 第14番染色体父親性ダイミー症候群 | 272 | ハット・キアリ症候群 | 333 | 無虹彩症 |
| 212 | 大脳皮質基底核変性症 | 273 | ハンチントン病 | 334 | 無脾症候群 |
| 213 | 大理石骨病 | 274 | 汎発性特発性骨増殖症 ○ | 335 | 無βリポタンパク血症 |
| 214 | ダウン症候群 ○ | 275 | PCDH19関連症候群 | 336 | メーブルシロップ尿症 |
| 215 | 高安静脈炎 | 276 | 非ケトーシス型高グルコース血症 | 337 | メチルグルタコン酸尿症 |
| 216 | 多系統萎縮症 | 277 | 肥厚性皮膚骨膜炎 | 338 | メチルマロン酸血症 |
| 217 | タナトフォリック骨形成症 | 278 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 | 339 | メビウス症候群 |
| 218 | 多発血管炎性肉芽腫症 | 279 | 皮膚下硬塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 | 340 | メンケス病 |
| 219 | 多発性硬化症/視神経脊髄炎 | 280 | 肥大型心筋症 | 341 | 網膜色素変性症 |
| 220 | 多発性軟骨性外骨腫症 ○ | 281 | 左肺動脈右肺動脈起始症 | 342 | もやもや病 |
| 221 | 多発性嚢胞腎 | 282 | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 | 343 | モット・ウィルソン症候群 |
| 222 | 多脾症候群 | 283 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 | 344 | 薬剤性過敏症症候群 ○ |
| 223 | タンジール病 | 284 | ピッカースタッフ脳幹脳炎 | 345 | ヤング・シンブロン症候群 |
| 224 | 単心室症 | 285 | 非典型溶血性尿毒症症候群 | 346 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○ |
| 225 | 弾性線維性仮性黄色腫 | 286 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 | 347 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん |
| 226 | 短腸症候群 ○ | 287 | 皮膚筋炎/多発性筋炎 | 348 | 4p欠失症候群 |
| 227 | 胆道閉鎖症 | 288 | びまん性汎細気管支炎 ○ | 349 | ライゾーム病 |
| 228 | 遅発性内リンパ水腫 | 289 | 肥満低換気症候群 ○ | 350 | ラスムッセン脳炎 |
| 229 | チャージ症候群 | 290 | 表皮水疱症 | 351 | ランゲルハンス細胞組織球症 ○ |
| 230 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 | 291 | ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型) | 352 | ランドウ・クレフナー症候群 |
| 231 | 中毒性表皮壊死症 | 292 | VATER症候群 | 353 | リタン尿性蛋白不耐症 |
| 232 | 腸管神経節細胞減少症 | 293 | ファイファー症候群 | 354 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○ |
| 233 | TSH分泌亢進症 | 294 | ファロー四徴症 | 355 | 両大血管右室起始症 |
| 234 | TNF受容体関連周期性症候群 | 295 | ファンコニ貧血 | 356 | リンパ管腫症/ゴーラム病 |
| 235 | 低ホスファターゼ症 | 296 | 封入体筋炎 | 357 | リンパ脈管筋腫症 |
| 236 | 天疱瘡 | 297 | フェニルケトン尿症 | 358 | 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。) |
| 237 | 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 | 298 | フォンタン術後症候群 ○ | 359 | ルビンジユタイン・テイビ症候群 |
| 238 | 特発性拡張型心筋症 | 299 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 | 360 | レーベル遺伝性視神経症 |
| 239 | 特発性間質性肺炎 | 300 | 副甲状腺機能低下症 | 361 | リチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 240 | 特発性基底核石灰化症 | 301 | 副腎白質ジストロフィー | 362 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○ |
| 241 | 特発性血小板減少性紫斑病 | 302 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 | 363 | レット症候群 |
| 242 | 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。) | 303 | プラウ症候群 | 364 | レノックス・ガストー症候群 |
| 243 | 特発性後天性全身性無汗症 | 304 | プラダー・ウィリ症候群 | 365 | ロスランド・トムソン症候群 |
| 244 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 305 | プリオン病 | 366 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成27年1月以降、「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレー症候群」「グルココルチコイド抵抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性肝臓」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性QT延長症候群」「TSH受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成27年7月以降、「正常圧水頭症」については令和元年7月以降、対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

障害福祉サービス等の対象となる難病等(対象疾患)